

原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

近大原研発第 1098 号

令和 6 年 1 0 月 4 日

原子力規制委員会 殿

届出者

住所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号

氏名 学校法人 近畿大学

理事長 世 耕 弘 成

別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第 7 条第 3 項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所	近畿大学原子力研究所 大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	原子炉の設置の許可 昭和 3 5 年 8 月 1 2 日
原子力事業者防災業務計画(修正)年月日	令和 6 年 1 0 月 1 日
協議した都道府県知事及び市町村長	大阪府知事、奈良県知事及び 東大阪市長
予定される要旨の公表の方法	インターネット上の近畿大学原子力 研究所ホームページによる公表

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

原子力事業者防災業務計画

令和 6 年 1 0 月

近畿大学原子力研究所

目 次

第1章 総則	1
第1節 原子力事業者防災業務計画の目的	1
第2節 定義	1
1. 原子力災害	1
2. 原子力緊急事態	1
3. 警戒事態	1
4. 施設敷地緊急事態	1
5. 全面緊急事態	2
6. 緊急時活動レベル（EAL）	2
7. 原子力災害予防対策	2
8. 緊急事態応急対策	2
9. 原子力災害事後対策	2
10. 原子力事業者	2
11. 原子力事業所	2
12. 指定行政機関	2
13. 指定地方行政機関	3
14. 緊急時体制	3
15. 原子力災害対策活動	3
16. 原子力防災組織	3
17. 原子力防災管理者	3
18. 副原子力防災管理者	3
19. 原子力防災要員	3
20. 緊急時対策所	3
21. 原子力事業所災害対策支援拠点	4
22. 特定事象	4
第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想	4
1. 原子力災害予防対策の実施	4
2. 緊急事態応急対策の実施	5
3. 原子力災害事後対策の実施	5
第4節 原子力事業者防災業務計画の運用	5
第5節 原子力事業者防災業務計画の修正	5
第2章 原子力災害予防対策の実施	7

第1節	防災体制	7
1.	緊急時体制の区分	7
2.	原子力防災組織	8
3.	原子力防災管理者、副原子力防災管理者	8
第2節	原子力防災組織の運営	9
1.	通報連絡体制及び情報連絡体制	9
2.	緊急時体制の発令及び解除	10
3.	原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止	10
4.	緊急時体制における権限の行使等	10
第3節	放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備	11
1.	敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査	11
2.	原子力防災資機材の整備	11
3.	気象計の設置、検査	12
第4節	原子力災害活動で使用する資料の整備	12
1.	緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料	12
2.	地方公共団体に提出する資料	12
3.	原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料	13
4.	緊急対策本部に備え付ける資料	13
5.	原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料	13
第5節	原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検	13
1.	緊急時対策所	13
2.	原子力事業所災害対策支援拠点	14
3.	集合及び避難場所	14
4.	放送装置	14
第6節	防災教育	14
第7節	防災訓練	15
1.	研究所内における訓練	15
2.	国又は地方公共団体が主催する訓練	15
3.	結果の報告と公開	15
第8節	関係機関との連携協力	16
1.	国との連携協力	16
2.	地方公共団体との連携協力	16
3.	防災関係機関等との連携協力	16
第9節	周辺地域住民に対する平常時の広報活動	17

第3章 緊急事態応急対策の実施	18
第1節 通報、連絡	18
1. 通報及び連絡の実施	18
2. 緊急時体制の発令時の対応	19
3. 情報の収集と提供	19
4. 電話回線の確保	20
第2節 応急措置の実施	20
1. 警備、避難誘導	20
2. 放射線量及び放射性物質濃度の測定	21
3. 緊急時医療	21
4. 消火活動	21
5. 汚染拡大の防止	21
6. 線量評価等	22
7. 広報活動	22
8. 応急復旧	22
9. 原子力災害の拡大防止を図るための措置	22
10. 資機材の調達及び輸送	23
11. 事業所外運搬に係る事象発生時における措置	23
12. 応急措置の実施の報告	23
13. 原子力防災要員の派遣等	23
第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置	25
1. GE体制の発令	25
2. 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告	25
3. 応急措置の継続実施	25
第4章 原子力災害事後対策の実施	26
第1節 研究所の対策	26
1. 復旧対策	26
2. 被災者の相談窓口の設置	26
3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される合同対策協議会への参加	26
4. 緊急事態勢の解除	26
5. 原因究明と再発防止策の実施	27
第2節 原子力防災要員の派遣等	27
第5章 その他	28
第1節 他の原子力事業所への協力	28
第2節 他の原子力事業者との協定	28

第1章 総則

第1節 原子力事業者防災業務計画の目的

この原子力事業者防災業務計画（以下「この計画」という。）は、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）第7条第1項から第3項の規定に基づき、近畿大学原子力研究所（以下「研究所」という。）における原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策その他の原子力災害の発生及び拡大を防止し、並びに原子力災害の復旧を図るために原子力防災管理者等が実施すべき必要な業務に関する事項を定め、原子力災害対策の円滑かつ適切な遂行に資することを目的とする。

第2節 定義

この計画において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 原子力災害

原子力緊急事態により、周辺公衆の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。

2. 原子力緊急事態

原子炉施設（及び使用施設）の運転等により放射性物質又は放射線が異常な水準で研究所の敷地外（ただし、原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。

3. 警戒事態

その時点では、公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、原子力施設における異常事象の発生又はそのおそれがある段階をいう。

4. 施設敷地緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、原子力施設周辺において緊急時に備えた避難等の主な防護措置の準備を開始する必要がある段階をいう。

5. 全面緊急事態

原子力施設において、公衆に放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、確定的影響を回避し、確率的影響のリスクを低減する観点から、迅速な防護措置を実施する必要がある段階をいう。

6. 緊急時活動レベル（EAL）

原子力施設の状況に応じて、緊急事態を、警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の3つに区分し、原子力施設の状況が、これらの緊急事態の区分に該当するかどうかを原子力事業者が判断する基準をいう。

7. 原子力災害予防対策

原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策（原子力災害が発生した際に必要となる防災体制、資機材の整備等の対策を含む。）をいう。

8. 緊急事態応急対策

原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。以下、同じ）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。

9. 原子力災害事後対策

原子力緊急事態解除宣言があったとき以後において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律（昭和36年法律第147号）の規定に基づき、同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。

10. 原子力事業者

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号。以下「原子炉等規制法」という。）第23条第1項の規定に基づく原子炉の設置の許可を受けた者、その他の原災法第2条第3号ロに規定する者をいう。

11. 原子力事業所

原子炉施設、使用施設等を有する事業所で研究所をいう。

12. 指定行政機関

国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項に規定する国の行政機関及び同法第8条から第8条の3までに規定する機関で、災害対策基本法（昭和36年

法律 223 号) 第 2 条第 3 号の規定に基づき、内閣総理大臣が指定するものをいう。

1 3. 指定地方行政機関

指定行政機関の地方支分部局（国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）、その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。

1 4. 緊急時体制

原子力災害が発生するおそれがある場合、又は発生した場合であって研究所の平常組織をもってしては、事故原因の除去、原子力災害の拡大防止等のための活動を迅速かつ円滑に行うことが困難な事態に対するための体制をいう。

1 5. 原子力災害対策活動

緊急時体制発令時に原子力災害の発生又は拡大を防止し、若しくは原子力災害の復旧を図るために実施する活動をいう。

1 6. 原子力防災組織

原災法第 8 条第 1 項の規定に基づき研究所に設置され、原子力災害対策活動を行う組織をいう。

1 7. 原子力防災管理者

原災法第 9 条第 1 項の規定に基づき選任され、研究所において、原子力防災組織の統括及びその事業の実施を統括管理する者をいう。

1 8. 副原子力防災管理者

原災法第 9 条第 3 項の規定に基づき選任され、原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する者をいう。

1 9. 原子力防災要員

原災法第 8 条第 3 項の規定に基づき原子力防災組織に置かれ、原子力災害対策活動を行う要員をいう。

2 0. 緊急時対策所

原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令（平成 24 年文部科学省・経済産業省令第 4 号）（以下、「防災業務計画等命令」という。）第 2 条第 3 項第 1 号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を統括管理する施設であり、原子力研究所管理棟管理室

(以下、「管理室」という。)をいう。

2 1. 原子力事業所災害対策支援拠点

防災業務計画等命令第2条第3項第2号に規定する、原子力事業所における原子力事業所災害対策の実施を支援するための原子力事業所の周辺の拠点をいう。

2 2. 特定事象

原子力災害対策特別措置法施行令（平成12年政令第195号）第4条第4項各号に掲げる事象であり、別表第1に示す施設敷地緊急事態に該当する事象及び全面緊急事態に該当する事象をいう。

第3節 原子力事業者防災業務計画の基本構想

研究所は、原子炉等規制法その他の法令に基づき、原子炉施設の設計、建設、運転の各段階並びに事業所外運搬において、各種の安全対策を講じている。原子力災害の発生を防止するためには、運転管理、核燃料管理、放射線管理等について規定された事項を遵守することが必要であるが、これらの事項については原子炉等規制法に基づいて定められ、認可を受けた保安規定に記載されている。

これらの安全対策とは別に、万一、放射性物質又は放射線が研究所の敷地外へ異常に放出されるか、又はそのおそれがある場合に備え、あらかじめ必要な措置を講じておくことが原子力災害対策である。このため、原災法その他の原子力災害防止のための法令に基づき、原子力災害を未然に防止し、原子力災害が発生した場合に拡大の防止及び復旧を図るために実施すべき事項をあらかじめ定めておくことが必要であり、この計画を策定する。

研究所は、原子炉施設及び研究所敷地内外の安全を確保する責務を有すること、並びに敷地外の住民の安全確保が全てに優先することを確認し、関係法令及び保安規定を遵守するとともに、この計画を誠実に履行する。特に、研究所に起因する放射性物質及び放射線に対する敷地外での防護については万全の措置を講ずる。

この計画において、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策、原子力災害事後対策の各段階における諸施策について次のように定め、防災業務の推進を図ることにする。

1. 原子力災害予防対策の実施

周到かつ十分な予防対策を行うため、事前の体制整備、原子力防災資機材の整備、防災教育及び防災訓練の実施等。

2. 緊急事態応急対策の実施

迅速かつ円滑な応急対策を行うため、特定事象発生時の通報、緊急時体制の確立、情報の収集と伝達、応急措置の実施及び関係機関への原子力防災要員の派遣等。

3. 原子力災害事後対策の実施

適切かつ速やかな災害復旧対策を行うため、原子力災害事後対策の実施及び原子力災害被災地域復旧のための関係機関への原子力防災要員の派遣等。

第4節 原子力事業者防災業務計画の運用

原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員は、平常時から原子力災害対策活動について理解しておくとともに、緊急時にはこの計画に従い、円滑かつ適切な原子力災害対策活動を遂行するものとする。

第5節 原子力事業者防災業務計画の修正

原子力防災管理者は、毎年この計画に検討を加え、必要があると認められるときはこれを修正する。

なお、この計画を修正する場合は次の手順を踏む。

1. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは災害対策基本法第2条第10号に規定する地域防災計画に抵触するものでないことを確認し、原子力防災専門官の指導及び助言を受ける。なお、修正の内容が環境放射線モニタリングに関する事項であるときは、上席放射線防災専門官の指導及び助言を受ける。
2. 原子力防災管理者は、この計画を修正しようとするときは、あらかじめ大阪府知事、奈良県知事及び東大阪市長（以下「府県知事及び市長」という。）に修正しようとする日の60日前までに修正案を提出する。また、この際は、計画を修正しようとする日を明らかにする。
3. 学校法人近畿大学理事長（以下「理事長」という。）は、この計画を修正した場合、速やかに別記様式第1に定める届出書により、内閣総理大臣及び原子力規制委員

会に届け出るとともに、その要旨を公表する。

4. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に対し、この計画の修正又は実施の状況について報告できるよう、修正履歴及び実施の状況に関する結果等について10年間保存する。(ただし、保安規定等により別に保存期間が定められているものを除く。)

なお、原子力防災管理者は検討の結果、修正の必要がない場合であっても、その旨を原子力防災専門官、府県知事及び市長に報告する。

第2章 原子力災害予防対策の実施

第1節 防災体制

1. 緊急時体制の区分

原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急時体制を区分する。

表 緊急時体制の区分

原子力災害の情勢	緊急時体制の区分
・ 別表第1 に示す警戒事態に該当する事象が発生したことを確認したときから、S E体制が発令されるまでの間、又は事象が収束しA L体制をとる必要がなくなったときまでの間 ・ 原子力規制委員会から警戒事態とする旨の連絡があったとき。	A L体制 (警戒事態)
別表第1 に示す施設敷地緊急事態に該当する事象が発生し、原子力防災管理者が原災法10条第1項に基づく通報を行ったときから、G E体制が発令されるまでの間、又は事象が収束しS E体制をとる必要がなくなった時までの間	S E体制 (施設敷地緊急事態)
別表第1 に示す全面緊急事態に該当する事象が発生し、その旨を関係機関に通報するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	G E体制 (全面緊急事態)

注) 原災法第15条第4項の原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力防災管理者の判断により緊急時体制を継続することができる。

原子力規制委員会が定める原子力災害対策指針（平成24年12月3日原子力規制委員会告示第5号）及び原子力規制庁が定める原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説（平成29年7月5日原規総発第1707052号）を基に、研究所の特性に応じたEALの設定を**別表第1**に示す。

2. 原子力防災組織

- (1) 原子力防災管理者は、研究所に**別図第1**に示す原子力防災組織を設置する。
- (2) 原子力防災組織は、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。
- (3) 原子力防災要員は、原子力防災組織から選任し、原子力災害が発生した場合に直ちに**別表第3**に定める業務を行う。
- (4) 理事長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、府県知事及び市長に**別記様式第2**の届出書により原子力防災要員を置いた又は変更した日から7日以内に届け出る。
- (5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員の内、派遣要員をあらかじめ定めておく。派遣要員の主な職務は以下のとおりとする。
 - a. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する緊急事態応急対策への協力
 - b. 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の関係機関の実施する原子力災害事後対策への協力
 - c. 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力
- (6) 原子力防災管理者は、関係機関から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。

3. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者

(1) 原子力防災管理者の職務

原子力防災管理者は、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。

- a. **別表第1**に示す警戒事態に該当する事象が発生した場合、直ちにA L体制を発令し、関係機関へ連絡する。
- b. A L体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のための応急措置を行わせるとともに、その概要を関係機関へ連絡する。
- c. **別表第1**に示す施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に該当する事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちにS E体制（全面緊急事態の場合はG E体制）を発令し、関係機関へ通報する。
- d. 緊急時体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を招集し、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。
- e. 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資

材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。

- f. 原子力防災要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。

(2) 副原子力防災管理者の職務

副原子力防災管理者を**別表第7**のとおり置く。副原子力防災管理者は原子力防災管理者を補佐し、原子力防災管理者が不在の時は、その職務を代行する。原子力防災管理者の代行順位は、同表のとおりとする。

(3) 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の選任・解任等

- a. 理事長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した場合、原子力規制委員会、府県知事及び市長に**別記様式第3**の届出書により原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任した日から7日以内に届け出る。
- b. 理事長は、関係機関から原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。

第2節 原子力防災組織の運営

1. 通報連絡体制及び情報連絡体制

(1) 警戒事態に該当する事象の連絡体制

原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに備えて、**別図第2**に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

(2) 原災法第10条第1項に基づく通報体制

原子力防災管理者は、特定事象に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときに備えて、原災法第10条第1項に基づく関係機関への通報のために**別図第3-1**及び**別図第3-2**に定める通報連絡体制を整備しておくものとする。

また、原子力防災管理者は、関係機関から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときに、報告できるようにしておくものとする。

(3) 原災法第25条第2項に基づく報告体制

原子力防災管理者は、原災法第25条第2項に基づく関係機関への報告及び連絡のために、**別図第3-3**及び**別図第3-4**に定める連絡体制を整備しておくものとする。

2. 緊急時体制の発令及び解除

(1) 緊急時体制の発令

原子力防災管理者は、**別表第1**に示す事態が発生した場合、第1節1.の表に示す情勢に応じて緊急時体制を発令し、**別図第4**に定める連絡経路により関係者に伝達する。

原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに理事長に報告する。

(2) 緊急対策本部の設置

- a. 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、速やかに、管理室に緊急対策本部を設置する。
- b. 緊急対策本部は、原子力防災管理者、副原子力防災管理者、原子力防災要員及び原子炉主任技術者で構成する。
- c. 原子力防災管理者は、緊急対策本部長としてその職務を遂行する。

(3) 緊急時体制の解除

緊急対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関（国及び地方公共団体の原子力災害現地対策本部等）と協議し緊急時体制を解除する。

- a. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。
- b. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。
- c. AL体制発令後、事象が収束し、AL体制をとる必要がなくなった場合。

緊急対策本部長は、研究所の緊急時体制を解除した場合は、理事長に報告する。

緊急対策本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、緊急対策本部を解散する。

3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止

緊急対策本部長は、事態に応じ、原子力事業所災害対策支援拠点を**別図第7**に示す場所に設置し、復旧作業における放射線管理の実施、復旧資機材の調達・運搬等、事故復旧作業の支援を行わせる。

緊急対策本部長は、緊急時体制を解除したとき、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。

4. 緊急時体制における権限の行使等

(1) 緊急時体制が発令された場合は、研究所の原子力災害対策活動に関する一切の

業務は、緊急対策本部のもとで行う。

- (2) 緊急時体制が発令された場合は、緊急対策本部長が職制上の権限を行使して原子力災害対策活動を行う。ただし、権限外の事項であっても、緊急に実施する必要があるものについては、臨機の措置をとることができる。なお、権限外の事項については、行使後は速やかに所定の手続きをとるものとする。
- (3) 原子力防災要員は、緊急対策本部長の指揮のもとに、自己の属する担当、系の業務、自己の役割・任務等に基づき原子力災害対策活動に従事する。

第3節 放射線測定設備及び原子力防災資機材等の整備

1. 敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査

原子力防災管理者は、**別図第5**に定める敷地境界付近の放射線測定設備（以下「モニタリングポスト」という。）に関して次の措置を講ずる。

- (1) 原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、モニタリングポストを設置する。
- (2) モニタリングポストは、その検出部、表示、記録装置その他主たる構成要素の外観において、放射線量の適正な検出を妨げるおそれのある損傷がない状態とする。
- (3) モニタリングポストを設置している周辺環境の変化により、放射線量の適正な検出に支障を生ずるおそれのある状態とならないようにする。
- (4) モニタリングポストは、毎年1回以上定期的にその校正を行う。
- (5) モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合は、速やかに修理するとともに、**別表第4**に定める代替手法を講じる。
- (6) モニタリングポストを新たに設置したとき又は変更したときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に7日以内に**別記様式第4**に定める届出書により届け出る。
- (7) モニタリングポストを新たに設置した場合は、前号の届出書と併せて、性能検査申請書を原子力規制委員会に提出し、検査を受ける。
- (8) モニタリングポストにより測定した放射線量を記録し、1年間保存する。また、モニタリングポストにより測定した放射線量の測定記録を公衆が閲覧できるようにする。
- (9) 関係機関の長からモニタリングポストの状況、若しくはモニタリングポストにより測定された放射線量の記録又は公表に関する事項について、報告を求められたときはこれを行うとともに、その評価結果を関係機関と共有する。

2. 原子力防災資機材等の整備

原子力防災管理者は、原災法第11条第2項に規定される原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材に関して次の措置を講ずる。

- (1) **別表第5-1**に定める原子力防災資機材を確保し、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。
- (2) 原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理するか、あるいは代替品を補充することにより、必要数量を確保する。
- (3) 原子力防災資機材を備え付けたときは、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に7日以内に**別記様式第5**に定める届出書により届け出る。また、毎年9月30日現在における備え付けの状況を翌月7日までに同様式の届出書により届け出る。
- (4) **別表第5-2**に定めるその他の原子力防災資機材を確保するとともに、定期的に点検し、常に使用可能な状態に整備して置く。
- (5) その他の原子力防災資機材に不具合が認められた場合には、速やかに修理等の措置を講じるかあるいは代替品を補充することにより必要数量を確保する。

3. 気象計の設置、検査

原子力防災管理者は、**別図第5**に定める気象観測計に関して次の措置を講ずる。

- (1) 常に使用可能な状態に整備する。
- (2) 気象計は、1年に1回以上定期的に、点検校正を行う。
- (3) 気象観測設備に不具合が認められた場合、速やかに修理するとともに、代替手段を講じる。
- (4) 気象計により観測したデータは1年間保管する。

第4節 原子力災害活動で使用する資料の整備

1. 緊急事態応急対策拠点施設に備え付ける資料

理事長は、原子力災害が発生した場合に必要な資料のうち、**別表第6**に定める資料を緊急事態応急対策拠点（以下「オフサイトセンター」という。）に備え付けるため、内閣総理大臣に提出する。また、これらの資料については年1回見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については、内容に変更があったときに提出する。

2. 地方公共団体に提出する資料

理事長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、**別表第6**に定める資料を地方公共団体（大阪府、奈良県、東大阪市）に備え付けるため、府県知事及び市長に提出する。また、これらの資料について年1回見直しを行う。

なお、原災法第12条第4項に基づく資料については、内容に変更があったときに提出する。

3. 原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける資料

理事長は、原子力災害が発生した場合に必要となる資料のうち、**別表第6**に定める資料を原子力規制庁緊急時対応センターに備え付ける原子力規制委員会。また、これらの資料については定期的に見直しを行う。

4. 緊急時対策所で使用する資料

原子力防災管理者は、**別表第6**に定める資料を緊急時対策所で使用できるよう、原子力研究所管理棟（以下、「管理棟」という。）の記録書類保管室に備え付ける。また、これらの資料については定期的に見直しを行う。

5. 原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料

原子力防災管理者は、**別表第6**に定める資料を原子力事業所災害対策支援拠点にて使用できるよう配備する。また、これらの資料について定期的に見直しを行う。

第5節 原子力災害対策活動で使用する施設及び設備の整備・点検

1. 緊急時対策所

- （1）原子力防災管理者は、**別表第2-1**及び**別図第6**に示す緊急時対策所を常に使用可能な状態に整備する。
- （2）原子力防災管理者は、緊急時対策所を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。
- （3）原子力防災管理者は、緊急時対策所を非常用電源から給電可能な状態に整備する。
- （4）原子力防災管理者は、関係機関と確実な通信連絡が行えるよう、**別表第5-1**及び**別表第5-2**に定めるとおり、配備する通信機器を保管するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、代替品を補充するとともに速やかに修理等の措置を講じることにより必要数量を確保する。

2. 原子力事業所災害対策支援拠点

- (1) 原子力防災管理者は、**別図第7**及び**別表第2－2**に定めるとおり、原子力事業所災害対策支援拠点となる施設をあらかじめ選定しておく。
- (2) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点を地震等の自然災害が発生した場合においても、その機能を維持できるように施設及び設備を整備する。
- (3) 原子力防災管理者は、原子力事業所災害対策支援拠点における活動に必要な電力を給電可能な状態にするための非常用電源に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。
- (4) 原子力防災管理者は、**別表第5－1**及び**別表第5－2**に定めるとおり、資機材等を保管するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、代替品を補充するとともに速やかに修理等の措置を講じることにより必要数量を確保する。
- (5) 原子力防災管理者は、関係機関と確実な通信連絡が行えるよう、**別表第5－1**及び**別表第5－2**に定めるとおり、配備する通信機器を保管するとともに、定期的に保守点検を行い、常に使用可能な状態に整備しておく。また、故障等が認められた場合、代替品を補充するとともに速やかに修理等の措置を講じることにより必要数量を確保する。
- (6) 原子力防災管理者は、資機材等に係る輸送体制をあらかじめ整備しておく。

3. 集合及び避難場所

原子力防災管理者は、集合及び避難場所を原子力防災要員その他必要な関係者に周知する。

4. 放送装置

原子力防災管理者は、所内放送装置を常に使用可能な状態に整備する。また、所内放送装置に不具合が認められた場合、速やかに修理する。

第6節 防災教育

原子力防災管理者は、原子力防災要員に対し、原子力災害に対する知識及び技能を習得し、原子力災害対策活動の円滑な実施に資するため、次に掲げる項目について、毎年度当初に計画を立案し防災教育を実施する。また、防災教育実施後に評価を行い、課題等を明らかにするとともに、必要に応じて教育内容の見直しを行う。

1. 研究所の施設に関する事項
2. 原子力防災活動及び組織に関する事項
3. 放射線量並びに放射性物質の濃度及び表面密度の測定に関する事項
4. 放射線防護に関する事項
5. 臨界安全管理に関する事項
6. 核燃料物質に関する事項
7. 原子力防災対策上の諸設備に関する事項
8. その他原子力防災対策上必要な事項

第7節 防災訓練

1. 研究所内における訓練

(1) 原子力防災管理者は、原子力防災組織が原子力災害発生時に有効に機能することを確認するため、原子力防災要員を対象に年1回以上、次の掲げる項目等について訓練を実施する。また、訓練実施後に評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じてこの計画の見直しを行う。

- a. 防災訓練（緊急時演習）※b～eの訓練を複数組み合わせる実施する訓練
- b. 通報訓練
- c. モニタリング訓練
- d. 避難誘導訓練
- e. アクシデントマネジメント訓練

(2) 原子力防災管理者は、(1)に係る訓練実施計画を取り纏め、原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官（モニタリング訓練）の指導及び助言を受ける。なお、訓練実施計画には、原子力規制委員会に実施結果を報告する訓練を定めておく。

(3) 原子力防災管理者は、(2)の計画において原災法第15条に規定する原子力緊急事態の発生に至らない想定訓練を計画する場合は、原子力緊急事態の発生を想定した通報及び体制構築に係る訓練を、当該訓練と組み合わせて実施する。なお、その場合は別途定める訓練の中期計画に基づき適切な頻度で実施する。

2. 国又は地方公共団体が主催する訓練

国又は地方公共団体が原子力防災訓練を実施するときは、訓練計画策定に参加し、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置の実施を模

擬して訓練に参加する。

3. 結果の報告と公開

原子力防災管理者は、原災法第13条の2第1項の規定に基づき、防災訓練を実施した場合、**別記様式第8**により原子力規制委員会に報告するとともに要旨の公開を行う。

第8節 関係機関との連携協力

原子力防災管理者は、関係機関と相互に連携を取りながら緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を進めるため、平常時から次の項目に掲げるとおり相互連携を図るものとする。

1. 国との連携協力

- (1) 国の機関（原子力規制委員会及びその他関係省庁）とは平常時から協調し、防災情報の収集及び提供等、相互の連携体制を整備しておく。
- (2) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合、その業務についての報告を行う。
- (3) 内閣総理大臣及び原子力規制委員会から原災法第32条第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。
- (4) 原子力防災管理者は、原子力防災専門官からこの計画の修正及び、原子力防災組織の設置その他原子力災害予防対策に関する指導及び助言があった場合は、速やかにその対応を行う。

また、原子力防災管理者は、原子力防災専門官とは平常時から協調し、防災情報の提供・収集等、相互の連携体制を整備しておく。

2. 地方公共団体との連携協力

- (1) 地方公共団体（大阪府、奈良県、東大阪市）と平常時から協調し、防災情報の収集及び提供、緊急時モニタリング体制の整備・維持等に関して相互連携を図る。
- (2) 地方防災会議等が開催され、参加要請があった場合はこれに参加し、密接な連携を保つ。
- (3) 府県知事及び市長から原災法第31条に基づく業務の報告を求められた場合は、その業務についての報告を行う。
- (4) 原子力防災管理者及びその他関係者は、府県知事及び市長から原災法第32条

第1項に基づく事業所の立ち入り検査を求められた場合は、その立ち入り検査についての対応を行う。

3. 防災関係機関等との連携協力

原子力防災管理者は、地元防災関係機関等と平常時から協調し、防災情報の提供及び収集等、相互の連携体制を整備しておく。

第9節 周辺地域住民に対する平常時の広報活動

原子力防災管理者は、平常時より、研究所の周辺住民に対し、国、地方公共団体と協調して次に掲げる内容について、正しい知識の普及・啓蒙を行うものとする。

1. 原子力事業所の概要
2. 原子力災害とその特殊性
3. 放射性物質及び放射線の特性
4. 原子力災害発生時における防災対策の内容
5. 施設の状況に応じた緊急事態の区分の考え方

なお、原子力災害が発生した場合に備え、住民等からの問い合わせに対応する相談窓口の設置等、必要な体制を整備しておくものとする。

第3章 緊急事態応急対策の実施

第1節 通報、連絡

1. 通報及び連絡の実施

(1) 警戒事態に該当する事象発生時の連絡

原子力防災管理者は、**別表第1**に示す警戒事態に該当する事象の発生について通報を受けたとき、又は自ら発見したときは、**別記様式第6-1**に定められた連絡様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに**別図第2**に定められた連絡先に連絡する。さらに、原子力規制委員会、熊取原子力規制事務所、熊取原子力規制事務所東大阪分室、府県知事及び市長に対しては電話によりその着信を確認する。

なお、警戒事態に該当する事象発生後の施設の状況等については、**別記様式第6-2**に必要な事項を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して**別図第2**に定められた連絡先に連絡する。さらに、原子力規制委員会、熊取原子力規制事務所、熊取原子力規制事務所東大阪分室、府県知事及び市長に対しては電話によりその着信を確認する。

原子力防災管理者は、上記の通報等を行った場合、その内容を記録として時系列で保存する。

(2) 特定事象発生時の通報

- a. 原子力防災管理者は、特定事象に該当する事象の発生について通報を受け又は自ら発見したときは、**別記様式第6-3**に定められた通報様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに**別図第3-1**に定められた通報先に通報する。なお、電離放射線障害防止規則（昭和47年労働省令第41号）第7条の2第2項各号に掲げる場合に該当するときは、通報にその旨を明示する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に対しては電話によりその着信を確認する。

ただし、事業者外運搬の場合にあっては、**別記様式第6-4**に定められた通報様式に必要事項を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに**別図第3-3**に定められた通報先に通報する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては電話によりその着信を確認する。

- b. 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を関係機

関と連絡をとりつつ、報道機関へ発表する。

- c. 原子力防災管理者は、上記の通報等を行った場合、その内容を記録として時系列で保存する。

(3) 警戒事態又は特定事象の発生時の通報等の運用

警戒事態又は特定事象の発生時の通報等の運用については、以下の点を踏まえるものとする。施設に異常な事態が発生した場合において、同時に複数の緊急事態の区分に該当するときは、(i) 全面緊急事態に関する事象、(ii) 施設敷地緊急事態に該当する事象、(iii) 警戒事態に該当する事象、の順に優先順位を付け通報を行うものとする。通報等については、可能な限り網羅的に行うものとするが、これに固執して緊急事態への対応が遅れないようにする。

(4) その他

原子力防災管理者は、**別表第1**の事象に該当しない場合であっても、環境への有意な放射性物質又は放射線が事業所の敷地外へ放出又は放出のおそれがあると判断した場合は、**別図第2**に定める連絡経路に準じて関係機関へ連絡する。

2. 緊急時体制の発令時の対応

- (1) 原子力防災管理者は、警戒事態に該当する事象又は特定事象が発生した場合、第2章第1節第1項「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。

なお、事象の進展によっては、A L体制又はS E体制を発令せず、直接G E体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、第3章第3節第1項「G E体制の発令」に準じるものとする。

- (2) 原子力防災管理者は、前号に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに理事長に報告する。
- (3) 原子力防災管理者は、緊急時体制発令後、第2章第2節第2項(2)に規定する原子力防災要員を非常招集するものとする。
- (4) 原子力防災管理者は、緊急対策本部が設置された後は、緊急対策本部長となり活動を開始する。
- (5) 原子力防災管理者は、事業所外運搬にかかる事象の発生の場合にあっては、研究所に緊急対策本部を設置するとともに、事象の状況に応じて、必要な原子力防災要員及び資機材を派遣・輸送し、事象発生地にて原子力防災組織の業務の一部を担う。

3. 情報の収集と提供

- (1) 緊急対策本部長は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集する。

- a. 事故の発生時刻及び場所

- b. 事故原因、状況
- c. 被ばく及び障害等人身災害にかかわる状況
- d. 研究所敷地周辺における放射線量又は放射性物質濃度
- e. 放出放射性物質の量、種類、放出場所及び放出状況の推移等の状況
- f. 気象状況
- g. 収束の見通し
- h. その他必要と認める事項

(2) 緊急対策本部長は、上記情報を定期的に収集し、その内容を別記様式第7-1に記入し、別図第3-2（ただし、事業所外運搬の場合にあっては別記様式第7-2及び別図第3-3）に定められた関係機関に事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して報告することとし、国、府、県、市及びその他の防災関係機関が実施する応急対策活動に支障の生ずることがないように努めるものとする。

(3) 緊急対策本部長は、通報、連絡を行う場合、ファクシミリ装置を用いて一斉に送信するとともに、直ちに電話により主な通報連絡先にその着信を確認する。

4. 電話回線の確保

緊急対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の通信を確保するため、第2章第3節第2項に示す設備及び加入電話等を利用して行う。また必要と認めたときは、通話制限その他必要な措置を講じるものとする。

第2節 応急措置の実施

1. 警備、避難誘導

(1) 避難場所の指定

緊急対策本部長は、別図第6に示す配置図より、緊急時体制が発令された場合の研究所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「研究所避難者」という。）に対する避難場所を指定する。また、緊急対策本部長は、研究所避難者の避難誘導を行う者（避難誘導員）の配置を指定し、その業務にあたらせる。

(2) 研究所敷地外への避難

緊急対策本部長は、研究所避難者を研究所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、研究所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に緊急対策本部長は、その旨を直ちに府県知事、市長、原子力防災専門官及びその他関係各機関に連絡する。

(3) 研究所への入域制限

緊急対策本部長は緊急時体制発令中においては、研究所敷地内への入域を制限する。

2. 放射線量及び放射性物質濃度の測定

緊急対策本部長は、研究所内及び研究所敷地周辺の放射線量及び放射性物質濃度の測定を継続的に行い、放射性物質が研究所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定し、その結果を関係機関に連絡する。

なお、モニタリングポストが故障等により監視不能となった場合には、サーベイメータ、可搬型モニタリングポスト等にて測定し、その結果から放射能影響範囲を推定する。

3. 緊急時医療

(1) 負傷者等の救助活動

緊急対策本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、可能な限り負傷者等を速やかに、放射線による影響の少ない場所に救出する等の必要な措置を講ずる。

(2) 医療活動

緊急対策本部長は、負傷者等に対し可能な限りの応急処置、除染等の必要な措置を講じる。

(3) 二次災害防止に関する措置

緊急対策本部長は、医療機関に負傷者等の移送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊員到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染状況等、移送及び治療の際の救急隊員等の被ばく防止のために必要な情報を伝達するとともに、放射線管理を行う原子力防災要員を随行させる。また、負傷者等の搬送時における放射性物質による汚染の拡大防止等に協力、支援する。

4. 消火活動

緊急対策本部長は速やかに火災の状況を把握し、職員の安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。

5. 汚染拡大の防止

緊急対策本部長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立入りを禁止する区域を設置し、標識等により明示するとともに、必要に応じ放送等を行い、研究所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された

場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

6. 線量評価等

緊急対策本部長は、研究所避難者及び原子力防災要員の線量評価を行うとともに、研究所避難者及び要員の安全確保に万全を期す。また、身体、衣服等に放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。

7. 広報活動

- (1) 緊急対策本部長は、緊急時体制を発令したときは、**別表第8**に示す場所に広報拠点を設置し、広報を行う。なお、原子力災害による被害が拡大し、現地の広報拠点が放射線の影響等により使用できない可能性があるとは判断した場合は、その状況に応じこれを変更する。緊急対策本部長は公表する内容を取りまとめ、**別表第9**に示す経路により連絡する。
- (2) オフサイトセンターの運営が開始された場合は、原子力災害対策本部などが指定する場所で広報を行う
- (3) 市等が行う住民への広報活動については、積極的に協力を行う。

8. 応急復旧

(1) 施設及び設備の整備及び点検

緊急対策本部長は、警報盤の計器等による監視及び可能な範囲での巡視点検の実施により、研究所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。

(2) 応急の復旧対策

緊急対策本部長は、原子力災害の拡大防止を図るため、応急復旧計画を策定し、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- a. 施設や設備の整備及び点検
- b. 故障した設備等の応急の復旧
- c. その他、応急の復旧対策に必要な事項

(3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応

緊急対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の拡大防止を図るための措置

緊急対策本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図るための措置を検討

し、実施する。

- (1) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する措置を講ずる。
- (2) 事故発生施設については、事故拡大防止に必要な措置を行う。
- (3) その他の施設については、必要な点検及び操作を実施し、保安維持を行う。
- (4) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達及び輸送

緊急対策本部長は、原子力防災資機材及びその他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達し、輸送する。

11. 事業所外運搬に係る事象発生時における措置

緊急対策本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防署、警察及び海上保安部署と協力して事象の状況を踏まえ、次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生防止を図る。

- (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 運搬に従事する者や、付近にいる者の退避
- (4) 立入制限区域の設定
- (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動
- (6) モニタリングの実施
- (7) 核燃料物質等による汚染、漏えいの拡大の防止及び汚染の除去
- (8) その他放射線障害の防止のために必要な措置

また、緊急対策本部長は、原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について、国土交通大臣から命令があった場合は、適切に対応する。

12. 応急措置の実施の報告

緊急対策本部長は、本節の各項に掲げる研究所敷地内における応急処置を実施するとともに、その概要について、別記様式第7-1に定める報告様式にその概要を記入し、別図第3-2に定める連絡経路により、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事、市長、原子力防災専門官及び各関係機関に報告する。この報告は事象の進展に応じ、適切な間隔で継続して行う。

13. 原子力防災要員の派遣等

- (1) オフサイトセンターへの派遣等

緊急対策本部長は、S E体制又はG E体制を発令した場合、指定行政機関の長

及び指定地方行政機関の長並びに府県知事、市長、その他の関係機関の実施する次に掲げる緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、別表第10に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

a. オフサイトセンターの業務に関する事項

- ① オフサイトセンターの設営準備助勢
- ② 事業所とオフサイトセンターとの情報交換
- ③ 報道機関への情報提供
- ④ 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整
- ⑤ 現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会への参加等

b. 緊急時モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- ① 緊急時モニタリング
- ② 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- ③ 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- ④ 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
- ⑤ 住民避難時に実施する避難退域時検査及び簡易除染

派遣された原子力防災要員は、現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会の指示に基づき、必要な業務を行う。

また、緊急対策本部長は必要に応じて他の原子力事業者の支援を要請する。

(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣

緊急対策本部長は、原子力規制委員会等から原子力規制庁緊急時対応センターの運営準備に入る体制をとる旨の連絡を受けた場合は、必要に応じて以下に掲げる業務を行うための適切な要員を選定し、派遣する。

- ① 研究所と原子力規制庁緊急時対応センター等との情報交換
- ② 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整

(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣

緊急対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための拠点として、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた施設に以下の業務を行うための必要な要員の派遣及び原子力事業所災害対策支援拠点に必要な資材等の輸送を実施する。

- ① 研究所への物資の輸送
- ② 輸送に付随する放射線管理、入退域管理
- ③ 拠点運営、関係機関との調整連絡等

第3節 原子力緊急事態宣言発令時の措置

1. GE体制の発令

- (1) 緊急対策本部長は、周辺環境の放射線量又は原子炉施設の状態が**別表第1**に示す全面緊急事態に該当する事象に至った場合は、**別記様式第6-3**に定める通報様式にその概要を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに**別図第3-2**に定められた通報先に通報し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び府県知事及び市長に対しては電話によりその着信を確認する。

ただし、事業所外運搬に係る事象の発生については**別記様式第6-4**に定める通報様式にその概要を記入し、ファクシミリ装置その他のなるべく早く到達する通信手段を用いて、直ちに**別図第3-3**に定められた通報先に通報し、記録として保存する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対しては電話によりその着信を確認する。

- (2) 緊急対策本部長は、この通報を行ったとき、あるいは内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発したときは、GE体制を発令するものとする。
- (3) 緊急対策本部長は、**別図第4**に定める連絡経路に基づき、理事長その他必要な箇所にGE体制を発令した旨を連絡するものとする。

2. 原子力災害合同対策協議会等への連絡報告

- (1) 緊急対策本部長は、オフサイトセンターの運営が開始された場合、オフサイトセンターに派遣される原子力防災要員と密接に連絡を取る。緊急対策本部長は原子力災害合同対策協議会から研究所に要請された事項に対応するとともに、原子力災害合同対策協議会に対して必要な意見を進言するものとする。
- (2) 緊急対策本部長は、関係機関から原子力緊急事態の状況及び緊急事態応急対策の実施に関する事項について報告を求められたとき要員を派遣して報告を行う。

3. 応急措置の継続実施

緊急対策本部長は、本章第2節「応急措置の実施」に示す各措置を、緊急時体制が解除されるまでの間、継続実施する。事業所外運搬における事象の発生の場合も同様とする。

第4章 原子力災害事後対策の実施

緊急対策本部長（緊急時体制解除以降は原子力防災管理者。以降本章において同じ）は、原災法第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言以降において、原子力災害の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため、原子力災害事後対策を実施する。

第1節 研究所の対策

1. 復旧対策

緊急対策本部長は、原子力災害発生後の事態収拾の円滑化を図るため、次の事項について復旧計画を策定し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、府県知事及び市長に提出するとともに、公表する。

緊急対策本部長は、当該計画に基づき速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 原子炉施設等の損傷状況及び汚染状況の把握
- (2) 原子炉施設等の除染の実施
- (3) 原子炉施設等損傷部の修理、改造の実施
- (4) 放射性物質の追加放出の防止
- (5) 復旧対策の実施体制、実施担当者及び実施工程

緊急対策本部長は、関係機関から原子力災害事後対策の実施に関する事項について報告を求められたときは、これを行う。

2. 被災者の相談窓口の設置

緊急対策本部長は、被災者の損害賠償請求等のための相談窓口を設置する等、必要な体制を速やかに整備する。

3. 原子力緊急事態解除宣言以降に開催される原子力災害合同対策協議会への参加

緊急対策本部長は、**別表第11**に定める者を原子力災害合同対策協議会の構成員として派遣する。派遣された構成員は、原子力災害合同対策協議会の決定事項を緊急対策本部に指示、伝達するとともに、原子力災害合同対策協議会において必要な意見を述べる。緊急対策本部長は、原子力災害合同対策協議会において出された要求事項について、必要な対策を行う。

4. 緊急時体制の解除

緊急対策本部長は、この計画第2章第2節第2項(3)「緊急時体制の解除」に基づき緊急時体制を解除した場合は、その旨を**別図第3-2**又は**別図第3-4**に定める

連絡経路により報告する。

5. 原因究明と再発防止対策の実施

緊急対策本部長は、原子力災害の発生した原因を究明し、必要な再発防止対策を講じる。

第2節 原子力防災要員の派遣等

緊急対策本部長は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに府県知事、市長、その他の執行機関が実施する原子力事業所敷地外における原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、**別表第11**に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。また、資機材の貸与にあたって、資機材が不足する場合、緊急対策本部長は他の原子力事業者に協力を要請する。

1. 広報活動に関する事項

- (1) 研究所とオフサイトセンターとの情報交換
- (2) 報道機関への情報提供
- (3) 被災者の相談窓口の設置

2. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項

- (1) 環境放射線モニタリング
- (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
- (3) 住民等からの依頼による物品又は家屋等の放射性物質による汚染の測定
- (4) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染

派遣された原子力防災要員は、オフサイトセンターに設置された原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が解散されている場合は派遣先）の指示に基づき必要な業務を行うとともに、電話等により緊急対策本部との情報共有を図る。

また、緊急対策本部長は、他の原子力事業所の応援を必要とするときは、理事長にこれを要請する。

これを受けて、理事長は他の原子力事業者に応援を要請する。

第5章 その他

第1節 他の原子力事業所への協力

研究所以外の原子力事業所で原子力災害が発生した場合、原子力防災管理者は、国等からの要請に応じ、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他執行機関の実施する緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が、的確かつ円滑に行われるようにするため、環境放射線モニタリング、汚染検査、汚染除去、住民の避難退域時検査及び簡易除染に関する事項について**別表第12**に定める原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。

ただし、事業所外運搬の場合にあっては、「研究所以外の原子力事業所で」を「他の原子力事業者が責任を有する事業所外運搬の輸送中に」に読み替えて準用することとする。

なお、派遣要員及び原子力防災資機材等の輸送手段として、車両等を使用することとするが、道路等の状況に応じて、別途、必要な措置を講じる。

第2節 他の原子力事業者との協定

大阪府域の原子力事業者間における原子力災害の拡大防止と早期復旧を図ることを目的として、大阪府、原子燃料工業、近畿大学及び京都大学の間で「原子力災害時の相互支援に関する協定書」（平成13年5月28日付）を締結し、応急対策の強化と原子力事業者間の応援活動等について、相互に協力することを定めている。

附 記

この原子力事業者防災業務計画は、平成12年10月16日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成13年10月24日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成14年10月31日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成15年10月20日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成16年10月20日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成17年10月20日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成18年10月25日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成19年10月25日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成20年10月24日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成21年11月16日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成22年11月15日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成24年11月30日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年 3月18日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成25年12月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成26年12月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成30年10月22日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、平成31年 2月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、令和 元年 9月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、令和 2年 9月 1日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、令和 5年 3月10日付けで施行する。
この原子力事業者防災業務計画は、令和 6年10月 1日付けで施行する。

原子力事業者防災業務計画別紙

令和 6 年 1 0 月

近畿大学原子力研究所

別 紙 目 次

別表第 1	原災法に基づく通報基準及び EAL を判断する基準の解釈 . . .	1
別表第 2 - 1	緊急時対策所	2 8
別表第 2 - 2	原子力事業所災害対策支援拠点	2 9
別表第 3	原子力防災要員の職務と配置	3 0
別表第 4	モニタリングポストが故障等により使用不可能となった場合に 行う代替措置	3 1
別表第 5 - 1	原子力防災資機材	3 2
別表第 5 - 2	その他の原子力防災資機材	3 3
別表第 6	原子力災害対策活動で使用する資料	3 4
別表第 7	副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位	3 5
別表第 8	広報拠点設置場所	3 6
別表第 9	公表内容の伝達経路	3 7
別表第 1 0	緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力 防災資機材の貸与	3 8
別表第 1 1	原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子 力防災資機材の貸与	3 9
別表第 1 2	他の原子力事業所への原子力防災要員の派遣、原子力防 災資機材の貸与	4 0
別図第 1	原子力防災組織	4 1
別図第 2	警戒事態に該当する事象の連絡経路	4 2
別図第 3 - 1	原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時)	4 3
別図第 3 - 2	原災法第 1 0 条第 1 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)	4 4
別図第 3 - 3	原災法第 2 5 条第 2 項に基づく通報経路 (事業所内での事象発生時)	4 5
別図第 3 - 4	原災法第 2 5 条第 2 項に基づく通報経路 (事業所外運搬での事象発生時)	4 6
別図第 4	緊急時態勢発令の所内の伝達経路	4 7
別図第 5	研究所敷地内周辺の放射線測定場所、 気象計設置場所及び防災資機材保管場所	4 8
別図第 6	研究所敷地内避難場所及び緊急時対策所	4 9

別図第 7	原子力事業所災害対策支援拠点	5 0
別記様式第 1	原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書	5 1
別記様式第 2	原子力防災要員現況届出書	5 2
別記様式第 3	原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任 届出書	5 3
別記様式第 4	放射線測定設備現況届出書	5 4
別記様式第 5	原子力防災資機材現況届出書	5 5
別記様式第 6－1	警戒事態該当事象の発生連絡	5 6
別記様式第 6－2	警戒事態該当事象の経過連絡	5 7
別記様式第 6－3	特定事象発生通報（事業所内）	5 8
別記様式第 6－4	特定事象発生通報（事業所外運搬）	5 9
別記様式第 7－1	応急措置の概要の報告（事業所内）	6 0
別記様式第 7－2	応急措置の概要の報告（事業所外運搬）	6 3
別記様式第 8	防災訓練実施結果報告書	6 5

別表第 1 原災法に基づく通報基準及び EAL を判断する基準の解釈

EAL 略称	敷地境界の放射線量上昇	
EAL 番号	SE01	UTK-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	
EAL	政令第 4 条第 4 項第 1 号 政令第 4 条第 1 項（第 1 項 第 1 項に規定する基準以上の放射線量が第 2 項又は前項の定めるところにより検出されたこと。 に規定する基準） 法第 10 条第 1 項の政令で定める基準は、$5\ \mu\text{Sv/h}$ の放射線量とする。 政令第 4 条第 2 項（第 2 項の定めるところ） 法第 10 条第 1 項の規定による放射線量の検出は、法第 11 条第 1 項の規定により設置された放射線測定設備の一又は二以上について、それぞれ単位時間（2 分以内のものに限る。）ごとのガンマ線の放射線量を測定し 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、前項の放射線量以上のものとなっているかどうかを点検することにより行うものとする。ただし、当該数値が落雷の時に検出された場合その他原子力規制委員会規則で定める場合は、当該数値は検出されなかったものとみなす。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 3 条の 2（原子力規制委員会規則で定める場合） 令第 4 条第 2 項の原子力規制委員会規則で定める場合は、原子力規制委員会が定める測定設備及び当該測定設備により検出された数値に異常が認められない場合（令第 4 条第 2 項の 1 時間当たりの数値に換算して得た数値が、同条第 1 項の放射線量以上のものとなっている原因を直ちに原子力規制委員会に報告する場合に限る。）とする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 3 条の 2 の規定に基づく測定設備を定める告示(原子力規制委員会が定める測定設備)	

	政令第4条第3項（前項の定めるところ） 前項の定めるところにより検出された放射線量が法第11条第1項の規定により設置された放射線測定設備のすべてについて第1項の放射線量を下回っている場合において、当該放射線測定設備の一又は二以上についての数値が$1\mu\text{Sv/h}$以上であるときは、法第10条第1項の規定による放射線量の検出は、前項の規定にかかわらず、同項の定めるところにより検出された当該各放射線測定設備における放射線量と原子炉の運転等のための施設の周辺において原子力規制委員会規則で定めるところにより測定した中性子線の放射線量とを合計することにより行うものとする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第4条（原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第3項の規定による中性子線の測定は、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令第4条第1項の規定により備え付けることとされた中性子線測定用可搬式測定器によって、瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算することにより行うものとする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	<敷地境界付近の放射線量の上昇> モニタリングポスト（No.1, No.3）において、以下のいずれかとなったとき。 （1）1地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。 （2）1地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設周辺の中性子線量と、モニタリングポストの放射線量との合計が$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。 ただし、以下のいずれかの場合は除く。 （1）落雷のときに検出された場合。 （2）原子力防災資機材として届け出たモニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。	
EAL 番号	GE01	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原	

	災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	法第15条第1項第1号 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合 政令第6条第1項（政令で定める放射線測定設備） 略 政令第6条第2項（政令で定める測定方法） 略 政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 第4条第4項第1号に規定する検出された放射線量又は第1項の放射線測定設備及び前項の測定方法により検出された放射線量（これらの放射線量のいずれかが、二地点以上において又は10分間以上継続して検出された場合に限る。） $5\mu\text{Sv/h}$ 二 （以下、略）
近畿大学原子力研究所における解釈	【常時】 <敷地境界付近の放射線量の上昇> モニタリングポスト（No.1, No.3）において、以下のいずれかとなったとき。 ・1地点において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を10分間以上継続して検出したとき。 ・2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$以上を検出したとき。 ・1地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$以上を検出した場合、中性子線測定サーベイメータにて測定した原子炉施設の周辺の中性子線量と、モニタリングポストの放射線量との合計が10分間以上継続して$5\mu\text{Sv/h}$以上となったとき。 ただし、以下のいずれかの場合は除く。 ・落雷のときに検出された場合。 ・原子力防災資機材として届け出たモニタの指示値に異常が認められないものとして、原子力規制委員会に口頭連絡するとともに、文書で報告した場合。

EAL 略称	放射性物質通常経路放出	
EAL 番号	SE02	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第4条第4項第2号 当該原子力事業所における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が第1項に規定する放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 第1項に規定する放射線量：5 μSv/h 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第5条第1項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第4条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、次の表の上覧に掲げる場合に応じ、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 排風機が作動の状態である場合において、排気モニタ（ガスモニタ）指示値 80000 cpm 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。 ただし、落雷によるノイズである場合は除く。 （注）「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第15条該当事象の「GE02、SE02」として実施する。 対象核種 Ar-41 の空气中濃度限度 5×10^{-4} [Bq/cm³] を排気筒における放出風量 0.73 [m³/s] で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数 $\times 10^4$ [m³/s] を乗じて得た値は、6.85 [Bq/cm³] である。ガスモニタの計数感度は 8.4×10^{-5} [Bq/cm³/cpm] であり、これに相当するガスモニタ指示値は、81500cpm である。設定値はこの値よりも小さい値とし 80000cpm とした。	

	※係数の根拠となる数値として、排気筒の高さは約 14m、排気筒から敷地境界までの水平距離は約 45m である。	
EAL 番号	GE02	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目	
EAL	法第 15 条第 1 項第 2 号 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合 政令第 6 条第 4 項第 1 号 第 4 条第 4 項第 2 号に規定する場所において、当該原子力事業所の区域の境界付近に達した場合におけるその放射能水準が前項第 1 号に定める放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第 12 条第 1 項（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第 6 条第 4 項第 1 号の原子力規制委員会規則で定める基準及び同号の規定による放射性物質の検出は、加工事業者、原子炉設置者、貯蔵事業者、廃棄事業者又は使用者にあっては、第 5 条の表の上覧に掲げる場合に依り、基準についてはそれぞれ同表の中欄に掲げるものとし、検出についてはそれぞれ同表の下欄に掲げるところによるものとする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	<通常放出経路での気体放射性物質の放出> 排風機が作動の状態である場合において、排気モニタ（ガスモニタ）指示値 80000 cpm 以上を 10 分間以上継続して検出したとき。 ただし、落雷によるノイズである場合は除く。 （注）「GE02」と「SE02」の通報基準が同一であるため、通報は原災法第 15 条該当事象の「GE02、SE02」として実施する。 対象核種 Ar-41 の空気中濃度限度 5×10^{-4} [Bq/cm³] を排気筒における放出風量 0.73 [m³/s] で除して得た値に、当該放射性物質が放出される地点の特性に係る係数 $\times 10^4$ [m³/s] を乗じて得た値	

	は、6.85 [Bq/cm³]である。ガスモニタの計数感度は 8.4×10^{-5} [Bq/cm³/cpm]であり、これに相当するガスモニタ指示値は、81500cpm である。設定値はこの値よりも小さい値とし 80000cpm とした。 ※係数の根拠となる数値として、排気筒の高さは約 14m、排気筒から敷地境界までの水平距離は約 45m である。
--	---

EAL 略称	火災爆発等による放射性物質放出					
EAL 番号	SE04	UTR-KINKI				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目					
EAL	政令第4条第4項第3号 当該原子力事業所の区域内の場所のうち原子炉の運転等のための施設の内部に設定された管理区域（その内部において業務に従事する者の被ばく放射線量の管理を行うべき区域として原子力規制委員会規則で定める区域をいう。）外の場所（前号に規定する場所を除く。）において、次に掲げる放射線量又は放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 イ 50μSv/h以上の放射線量 ロ 当該場所におけるその放射能水準が5μSv/h以上の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第1項（原子力規制委員会規則で定める区域） 令第4条第4項第3号に規定する区域は、次の表の上欄に掲げる原子力事業者の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる区域とする。 <table><tr><td>原子炉設置者</td><td>実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域</td></tr><tr><td>使用者</td><td>核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域</td></tr></table> 前号に規定する場所：当該原子力施設における原子炉の運転等のための施設の排気筒、排水口その他これらに類する場所。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第3項（原子力規制委員会規則で定めるところ）		原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域	使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域
原子炉設置者	実用発電用原子炉（規制法第43条の4第1項に規定する実用発電用原子炉をいう。）の設置の許可を受けた者にあつては実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第2条第2項第4号に、それ以外の者にあつては試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第1条の2第4号に規定する管理区域					
使用者	核燃料物質の使用等に関する規則第1条第2号に規定する管理区域					

	令第4条第4項第3号の規定による放射線量又は放射性物質の検出は、次に定めるところによるものとする。 一 放射線量については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、令第4条第4項第3号イの放射線量の水準を10分間以上継続して検出すること。 二 放射性物質については、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出すること。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第4項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量又は放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第3号イの放射線量の水準又は第2項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量又は放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第6条第2項（原子力規制委員会規則で定める基準） 令第4条第4項第3号ロの原子力規制委員会規則で定める基準は、空気中の放射性物質の濃度について、次に掲げる放射能水準とする。 一 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度 三 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値
近畿大学原子力研究所における解釈	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射線の放出>

	(1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> (1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$ に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。 【放射性物質の濃度】 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に50を乗じて得た値 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに50を乗じて得た値	
EAL 番号	GE04	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 略 二 第4条第4項第3号イに規定する検出された放射線量 5mSv/h 三 略	

	政令第6条第4項第2号 第4条第4項第3号に規定する場所において、当該場所におけるその放射能水準が$500\mu\text{Sv/h}$の放射線量に相当するものとして原子力規制委員会規則で定める基準以上の放射性物質が原子力規制委員会規則で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第13条（原子力規制委員会規則で定める基準、原子力規制委員会規則で定めるところ） 令第6条第4項第2号の原子力規制委員会規則で定める基準は、第6条第2項各号の場合に応じ、それぞれ当該各号の基準に100を乗じて得たものとする。 2 令第6条第4項第2号の規定による放射性物質の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、前項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準を検出することとする。 3 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により第1項の規定に基づく放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射性物質の濃度の水準が検出されたものとみなす。
近畿大学原子力研究所における解釈	火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、以下のいずれかとなったとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射線の放出> (1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、ガンマ線測定用サーベイメータにより、$500\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を10分間以上継続して検出したとき。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、$500\mu\text{Sv/h}$以上の放射線量を検出する蓋然性が高いとき。 <火災爆発等による管理区域外での放射性物質の放出> (1) 事業所の周辺監視区域内の場所のうち管理区域の外において、当該場所における放射能水準が$50\mu\text{Sv/h}$に相当するものとして、以下に掲げる空気中の放射性物質の濃度が検出されたこと。 (2) 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射性物質の濃度の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記の放射性物質の濃度の水準が検出される蓋然性が高いとき。 【放射性物質の濃度】 一. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、一種類である

	場合にあっては、放射性物質の種類又は区分に応じた空气中濃度限度に100を乗じて得た値 二. 検出された放射性物質の種類が明らかで、かつ、二種類以上の放射性物質がある場合にあっては、それらの放射性物質の濃度のそれぞれその放射性物質についての前号の規定により得られた値に対する割合の和が一となるようなそれらの放射性物質の濃度の値 三. 検出された放射性物質の種類が明らかでない場合にあっては、空气中濃度限度（当該空气中に含まれていないことが明らかである放射性物質の種類に係るものを除く。）のうち、最も低いものに100を乗じて得た値
--	--

EAL 略称	原子炉停止機能の異常			
EAL 番号				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 当該状態においては、原子炉停止信号をリセットする場合があります、追加で一部の原子炉停止信号が発信されたとしても、原子炉停止に至らない可能性があることから、警戒事態の判断基準とする。一定時間については、各原子力事業者がそれぞれの原子炉施設の特性に応じて設定するものである。			
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の安全保護回路は1系統1チャンネルで構成されているため、1チャンネルから原子炉停止信号が発信された場合、直ちにスクラムとなり原子炉は停止する。したがって、警戒事態を判断する事象には該当しない。			
EAL 番号				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上覧に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの （抜粋） <table><tr><td>ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）</td><td>（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。</td></tr></table> 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。		ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。
ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（1）原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉を停止する全ての機能が喪失すること。			

	上記の場合、原子炉の冷却はなされているものの、原子炉の非常停止失敗という事象の重大性に鑑み、全面緊急事態の判断基準とする。「原子炉の非常停止が必要な場合」とは、「原子炉で異常な過渡変化等が発生し、原子炉施設のパラメータが原子炉スクラム設定値に達した場合」をいう。「原子炉を停止することができないこと又は停止が確認できないこと」とは、自動スクラム、手動スクラムその他の方法による制御棒の挿入操作によっても制御棒が挿入されず、原子炉内の中性子束が一定値以下にならないこと又はその状態が確認できないことをいう。
近畿大学原子力研究所における解釈	原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒が挿入されない状況であっても、独立中性子吸収体により原子炉を未臨界に移行することができる。したがって、施設敷地緊急事態を判断する事象には該当しない。

EAL 略称	障壁の喪失（炉心損傷の検出）
EAL 番号	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 以下のケースが考えられる。 燃料被覆管障壁が喪失+原子炉冷却系障壁が喪失+原子炉格納容器障壁が喪失するおそれ なお、本規定については、原子力事業者が”NEI 99-01Methodology for Development of Emergency Action Levels”を参考として原子力事業者防災業務計画等に詳細を定めるものとする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は1Wであり、かつ、冷却機能及び原子炉格納容器を有しない原子炉であるため、燃料被覆管障壁以外の機能が喪失することはない。外的要因等で不測の事象から炉心損傷に発展した場合は、「SE55」の通報で対応する。したがって、全面緊急事態を判断する事象は該当しない。

EAL 略称	原子炉制御室等に関する異常			
EAL 番号				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性があることから警戒事態の判断基準とする。			
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は1Wであり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、また、制御室にて操作・監視ができなくなる可能性が生じた場合であっても速やかに原子炉を停止することで原子炉の安全が確保できる。制御室にて操作・監視ができなくなる可能性が生じた場合は、「地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」における EAL の判断基準④の通報で対応する。したがって当該 EAL に相当する事象はない。			
EAL 番号				
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目			
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 一 次の表の上覧に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるもの （抜粋） <table><tr><td>ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設 （以下「試験研究用原子炉施設」という。）</td><td>（3）原子炉制御室が使用できなくなること。</td></tr></table> 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表		ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設 （以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（3）原子炉制御室が使用できなくなること。
ホ 試験研究用原子炉（二に掲げるものを除く。）に係る原子炉の運転等のための施設 （以下「試験研究用原子炉施設」という。）	（3）原子炉制御室が使用できなくなること。			

	示する装置若しくは原子炉及びその附属施設(以下「原子炉施設」という。)の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 火災等により原子炉制御室の環境が悪化することによって、原子炉の安全な状態を確保できなくなる可能性が高いことから施設敷地緊急事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、また、制御室にて操作・監視ができない場合であっても速やかに原子炉を停止することで原子炉の安全が確保できる。制御室にて操作・監視ができなくなった場合は、「地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」における EAL の判断基準④の通報で対応する。したがって当該 EAL に相当する事象はない。
EAL 番号	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第 4 条・第 6 条の項目
EAL	原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 原子炉の安全な状態を確保できなくなることから、全面緊急事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。制御室を使用する以外の方法で操作・監視ができない場合は、「地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」における EAL の判断基準④の通報で対応する。したがって当該 EAL に相当する事象はない。

EAL 略称	事業所内通信設備又は外部への通信設備
EAL 番号	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられる。一部の機能が喪失することにより、直ちに通信が不可能となるわけではないが、全ての機能が喪失する以前に関係者への連絡を行うことが必要であることから、警戒事態の判断基準とする。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、事業所内通信設備又は外部への通信設備の喪失により、冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。研究所から所外への全ての通信ができない場合は、「地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」における EAL の判断基準④の通報で対応する。したがって当該 EAL に相当する事象はない。
EAL 番号	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 原子炉施設内に何らかの異常が発生していると考えられ、その異常な状態が把握できないことから、原子炉施設の安全な状態が確保されていない状況が想定されることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。なお、事業所内通信設備の機能喪失については外部への連絡が可能である場合が考えられるが、外部との通信設備が全て機能喪失した場合には外部との通信ができない。この場合、車等の交通手段を用いて関係者への連絡を行うことが考えられる
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は 1W であり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、事業所内通信設備又は外部への通信設備の喪失により、冷温停止状態を維持する機能が喪失することはない。研究所から所外への全ての通信ができない場合は、「地震、津波、原子

	炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」における EAL の判断基準④の通報で対応する。したがって当該 EAL に相当する事象はない。
--	--

EAL 略称	火災又は溢水のおそれ
EAL 番号	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	重要区域において、火災又は溢水が発生し、防災業務計画等命令第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構造物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。
近畿大学原子力研究所における解釈	近畿大学原子炉の熱出力は1Wであり、停止中においても崩壊熱による温度上昇はなく、また、運転中に火災又は溢水が発生した場合であっても速やかに原子炉を停止することで原子炉の安全が確保できる。火災又は溢水が発生し、原子炉停止系統(独立中性子吸収体を除く。)の機能の一部が喪失した場合は、「地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準事故を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響」におけるEALの判断基準④の通報で対応する。したがって当該EALに相当する事象はない。

EAL 略称	地震、津波、原子炉施設の重要な故障、設計基準を超える外部事象、その他原子炉施設以外に起因する事象等による原子炉施設への影響	
EAL 番号		UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	①当該原子力事業所所在市町村において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ②オンサイト総括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ③当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ④その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。	
近畿大学原子力研究所における解釈	①東大阪市で震度6弱以上を観測したとき。 ②EALの判断基準に同じ。 ③原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象（地震、津波を除く。）が発生した場合。（超えるおそれがある場合を含む） <参考> 竜巻：原子炉施設近傍で設計基準(92m/s)を超える竜巻が認知され、原子炉施設に来襲する蓋然性が高いと判断された場合。 火山の影響：降灰が継続し、設計降灰量(3 cm)を超えるおそれのある場合。 積雪：設計積雪荷重を超えた場合(原子炉建屋において 29cm) 外部火災：航空機等が原子炉施設敷地に墜落し、火災が発生した場合 ④EALの判断基準に同じ。	
EAL 番号	SE55	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと。	

	放射性物質又は放射線が異常な水準ではないものの、原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子炉施設周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び施設敷地緊急事態要避難者の避難を開始する必要があることから施設敷地緊急事態の判断基準とする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	
EAL 番号	GE55	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと。 原子炉施設周辺の住民の避難等を開始する必要があることから全面緊急事態の判断基準とする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の屋内退避を開始する必要がある事象が発生したとき。	

EAL 略称	施設内（原子炉外）での臨界事故	
EAL 番号	SE56	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第7条（原子力規制委員会規則で定めるもの） 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則で定める事象は、次に掲げるものとする。 (略) 二 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界の発生の蓋然性が高い状態にあること。	
近畿大学原子力研究所における解釈	以下のいずれかに状態になった時 (1) 原子炉燃料体7体以上が、原子炉燃料タンク、原子炉燃料体一時保管設備以外の場所に置かれている状態で溢水が発生し、それらが水没した場合 (2) 原子炉停止中において、原子炉室の放射線エリアモニタ（エリア1，2，3）のうち2つ以上のモニタで900μSv/h以上の線量率を検知したとき。ただし、落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。	
EAL 番号	GE56	UTR-KINKI
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第6条第4項第3号 原子炉の運転等のための施設の内部（原子炉の内部を除く。）において、核燃料物質が臨界状態（原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。）にあること。	
近畿大学原子力研究所における解釈	原子炉が停止中において、原子炉室の放射線エリアモニタ（エリア1，2，3）のうち2つ以上のモニタで900μSv/h以上の線量率を検知し、かつ、中性子検出器において中性子の発生を検知したとき。ただし、落雷によるノイズ等、外的要因が明確である場合を除く。	

EAL 略称	事業者外運搬放射線異常	
EAL 番号	XSE61	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第4条第4項第4号 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が原子力規制委員会規則・国土交通省令で定めるところにより検出されたこと。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第1項（原子力規制委員会規則で定めるところ） 政令第4条第4項第4号の規定による放射線量の検出は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に検出することとする。 原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第2条第2項 火災、爆発その他これらに類する事象の状況により放射線量の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、前項の検出により令第4条第4項第4号の放射線量の水準が検出される蓋然性が高い場合には、前項の規定にかかわらず、当該放射線量の水準が検出されたものとみなす。	
近畿大学原子力研究所における解釈	【事業所外運搬中】 当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１） 事業所外運搬に使用する容器から1m離れた場所において、100 μSv/h以上の放射線量が検出された場合。 （２） 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合にあって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のた	

	め、施設敷地緊急事態には該当しない。	
EAL 番号	XGE61	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	政令第6条第3項（異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの） 法第15条第1項第1号の政令で定める基準は、次の各号に掲げる検出された放射線量の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める放射線量とする。 一 略 二 略 三 第4条第4項第4号に規定する検出された放射線量 10 mSv/h	
近畿大学原子力研究所における解釈	【事業所外運搬中】 当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１） 事業所外運搬に使用する容器から 1m離れた場所において、10 mSv/h 以上の放射線量が検出された場合。 （２） 火災、爆発その他これらに類する状況により放射線量の測定が困難である場合であって、その状況に鑑み、上記（１）の放射線量が検出される蓋然性が高い場合。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。	

EAL 略称	事業者外運搬での放射性物質漏えい	
EAL 番号	XSE62	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目 原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原災法施行令第4条・第6条の項目	
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係る事象等に関する省令第3条 令第4条第4項第5号の原子力規制委員会規則・国土交通省令で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、当該事象に起因して、事業所外運搬（核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細目等を定める告示第3条並びに第5条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号、船舶による放射性物質等の運送基準の細目等を定める告示第4条並びに第10条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1並びに航空機による放射性物質等の輸送基準を定める告示第4条並びに第7条第1項第1号（液体又は気体であって専用積載としないで運搬する場合におけるものを除く。）及び第2項第1号に規定する核燃料物質等の運搬を除く。）に使用する容器から放射性物質が漏えいすること又は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。	
近畿大学原子力研究所における解釈	【事業所外運搬中】 当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全について責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他これらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれかとなったとき。 （１） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした場合。 （２） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋然性が高い状態にある場合。 （注）事業所外運搬は、原子力災害対策指針表2の対象外事象のため、施設敷地緊急事態には該当しない。	
EAL 番号	XGE62	
政令又は規則	原子力災害対策指針の項目／原災法施行令第4条・第6条の項目	

	原子力災害対策指針の緊急事態区分を判断する基準等の解説／原 災法施行令第4条・第6条の項目
EAL	原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事業所外運搬に係 る事象等に関する省令第4条 令第6条第4項第4号の原子力規制委員会規則・国土交通省令 で定める事象は、火災、爆発その他これらに類する事象の発生 の際に、当該事象に起因して、放射性物質の種類（核燃料物質等 の工場又は事業所の外における運搬に関する技術上の基準に係る細 目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第4、別 表第5又は別表第6の第1欄、船舶による放射性物質等の運送基 準の細目等を定める告示別表第1、別表第2、別表第3、別表第 4、別表第5又は別表第6の第1欄及び航空機による放射性物質 等の輸送基準を定める告示別表第2、別表第3、別表第4、別表 第5、別表第6又は別表第7の第1欄に掲げるものに限る。）に応 じ、それぞれ核燃料物質等の工場又は事業所の外における運搬に 関する技術上の基準に係る細目等を定める告示別表第1の第3 欄、別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、 別表第5の第2欄又は別表第6の第3欄、船舶による放射性物質 等の運送基準の細目等を定める告示別表第1の第3欄、別表第2 の第3欄、別表第3の第3欄、別表第4の第2欄、別表第5の第 2欄又は別表第6の第3欄及び航空機による放射性物質等の輸送 基準を定める告示別表第2の第3欄、別表第3の第3欄、別表第 4の第2欄、別表第5の第2欄、別表第6の第2欄又は別表第7 の第3欄に掲げる値の放射性物質が事業所外運搬（核燃料物質等 の工場又は事業所の外における運搬に関する規則第3条第2項、 危険物船舶運送及び貯蔵規則第80条第2項及び航空法施行規則 第194条第2項第2号イ（4）に規定する低比放射性物質又は 表面汚染物の運搬を除く。）に使用する容器から漏えいすること又 は当該漏えいの蓋然性が高い状態にあることとする。
近畿大学原子力研 究所における解釈	【事業所外運搬中】 当所が輸送物（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の安全に ついて責任を有する事業所外運搬において、火災、爆発その他こ れらに類する事象の際に、当該事象に起因して、以下のいずれか となったとき。 （1） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質が漏えいした 場合。 （2） 事業所外運搬に使用する容器から放射性物質の漏えいの蓋

	然性が高い状態にある場合。 (注) 事業所外運搬は、原子力災害対策指針表 2 の対象外事象のため、全面緊急事態には該当しない。
--	---

EAL 番号の記載例

例：

A	L
---	---

1

1

↑
↑
↑

事象区分
事象分類
連番

事象区分	
A L	警戒事態に該当する事象
S E	施設敷地緊急事態に該当する事象
G E	全面緊急事態に該当する事象
X S E	事業所外運搬 (EAL対象外)
X G E	

事象分類	
0	放射線量・放射性物質放出
1	止める
2	冷やす
3	
4	閉じ込める
5	その他脅威
6	事業所外運搬 (EAL対象外)

別表第 2 - 1 緊急時対策所

近畿大学原子力研究所 管理棟 1 階

項目	仕様
場所	近畿大学原子力研究所 管理棟 管理室、講義室
所在地	大阪府東大阪市小若江 3 - 4 - 1
広さ	面積 約 110m ²
構造	鉄筋コンクリート造
UTR-KINKI からの方位、距離	北西 約 0.02km
非常用通信機器	別表第 5 - 1 に記載
非常用電源	別表第 5 - 2 に記載

別表第 2－2 原子力事業所災害対策支援拠点
(原子力事業所災害対策支援拠点の候補地)

項目	仕様
場所	近畿大学 11 月ホール
所在地	大阪府東大阪市小若江 3－4－1
広さ	面積 約 700m ²
構造	鉄筋コンクリート造
UTR-KINKI からの距離、方向	北東 約 0.2km
非常通信機器	別表第 5－2 に記載
非常用電源	非常用発電機 (640 kVA) 燃料は地下タンクに備蓄 (4000 リットル以上)

別表第3 原子力防災要員の職務と配置

職務	原子力防災 要員の数	配置	防災組織の 係名
情報の整理、関係者との連絡調整	2名	緊急時対策所	通報連絡係
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等	2名	オフサイトセンター	
広報	2名	11月ホール	
放射線量の測定、その他の状況の把握	2名	緊急時対策所	測定検出係
原子力災害の発生又は拡大の防止	2名	緊急時対策所	保 安 係
施設設備の整備・点検、応急の復旧	2名	緊急時対策所	
放射性物質による汚染の除去	2名	緊急時対策所	
医療処置に関する措置	2名	緊急時対策所	救 護 係
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送	2名	緊急時対策所	工 作 係
原子力事業所内の警備等	2名	緊急時対策所	警 防 係

別表第4 モニタリングポストが故障等により使用不可能となった場合
に行う代替措置

1. 隣接するモニタリングポストの指示値に異常がないことを確認する。
2. 原子炉施設の運転状態に異常がないことを確認する。
3. 12時間以上測定不能状態が継続すると判断される場合には、サーベイメータ及び線量率記録装置を当該地点近傍に設置し、測定値を記録装置で記録する。1日1回以上記録された値を確認する。

別表第 5 - 1 原子力防災資機材

原子力防災資機材の種類			配置数	配置場所	点検内容	点検頻度
放射線障害 防護用器具	汚染防護服		20 組	管理棟	外観・員数	1 回／6 ヶ月
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク		2 個	管理棟	外観・員数・動作	
	フィルター付き防護マスク		20 個	管理棟	外観・員数	
非常用通信 機器	緊急時電話回線		1 回線	管理棟	外観・員数・動作	
	ファクシミリ		2 台	管理棟	外観・員数・動作	
	携帯電話等		7 台	管理棟	外観・員数・動作	
計測器等	排気筒モニタリング設備その他固定式測定器 (ガスモニタ)		1 台	原子炉棟	外観・員数・動作	
	ガンマ線測定用サーベイメータ		4 台	管理棟、原子炉棟	外観・員数・動作	
	中性子線測定用サーベイメータ		2 台	管理棟、原子炉棟	外観・員数・動作	
	空間放射線積算線量計		40 個	管理棟	外観・員数	
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		2 台	管理棟、原子炉棟	外観・員数・動作	
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	4 台	管理棟、RI 棟※、22 号館※	外観・員数・動作	
		測定器	1 台	管理棟	外観・員数・動作	
	可搬式の放射性ヨウ素測定関 連機器	サンブラ	2 台	管理棟、RI 棟※	外観・員数・動作	
		測定器	1 台	管理棟	外観・員数・動作	
個人用外部被ばく線量測定器		20 台	管理棟	外観・員数・動作		
その他資機材	ヨウ素剤		500 錠	管理棟	外観・員数	1 回／年
	担架		3 台	管理棟	外観・員数	
	除染用具		1 式	管理棟	外観・員数	
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		1 台	近畿大学職員駐車場	外観・員数	
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		1 式	原子炉棟	外観・員数・動作	

※：RI 棟、22 号館の位置は別図第 7 に示す。

別表第 5 - 2 その他の原子力防災資機材

その他の原子力防災資機材の種類		配置数	配置場所	点検内容	点検頻度
非常用発電設備	可搬型発電機	1 台	管理棟	外観・員数・作動	1 回／年
	可搬型発電機用燃料(ガスボンベ)	24 本 ^{※1}	管理棟	外観・員数	1 回／年
通信関係	緊急時電話回線	1 回線	11 月ホール ^{※2}	外観・員数・作動	1 回／年
	ファクシミリ	1 台	11 月ホール ^{※2}	外観・員数・作動	1 回／年
	防災無線	1 台	管理棟	外観・員数・作動	1 回／年
	複合火災受信機（非常用放送設備含む）	1 式	管理棟・22 号館 ^{※2}	外観・員数・作動	1 回／年
	携帯型無線機	3 台	管理棟	外観・員数・作動	1 回／年
非常食関係	非常食セット	300 食以上	3 号館 ^{※2} 地下	外観・員数	1 回／年

※ 1：可搬型発電機用燃料が不足する場合は調達可能な小売店等から調達する。

※ 2：3 号館、22 号館、11 月ホールの位置は別図第 7 に示す。

（注 1）：11 月ホールに配置されたその他の原子力防災資機材は原子力事業所災害対策支援拠点で使用し、その他に配置された資機材は緊急対策本部で使用する。

（注 2）：非常食セットは、必要に応じてトラック等に積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し陸路により緊急対策本部に輸送する。

別表第6 原子力災害対策活動で使用する資料

内 容	資 料 名
1. 組織及び体制に関する資料	(1) 原子力事業者防災業務計画 ※ (2) 原子炉施設保安規定 ※ (3) 放射線障害予防規程
2. 放射線影響推定に関する資料	(1) 原子炉設置変更許可申請書 ※ (2) 防災施設配置図 ※ (3) 気象データ (4) 空間線量率測定データ (5) 環境試料測定データ (6) 事業所周辺地図

(注1) ※印資料は原災法第12条第4項に基づき、オフサイトセンターに備え付けるため、内閣総理大臣に提出する資料である。

(注2) ※印資料は原子力規制庁緊急時対応センターに備え付けるための資料である。

(注3) ※印資料は大阪府、奈良県、東大阪市に備え付けるため、府県市長に提出する資料である。

(注4) 上表の資料は2部必要である。(原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料も含む)

(注5) 上記の資料は通常原子力研究所管理棟に保管し、原子力事業所災害対策支援拠点で使用する資料は、トラック等に積み込み、自然災害等の状況により経路を決定し陸路により輸送する。

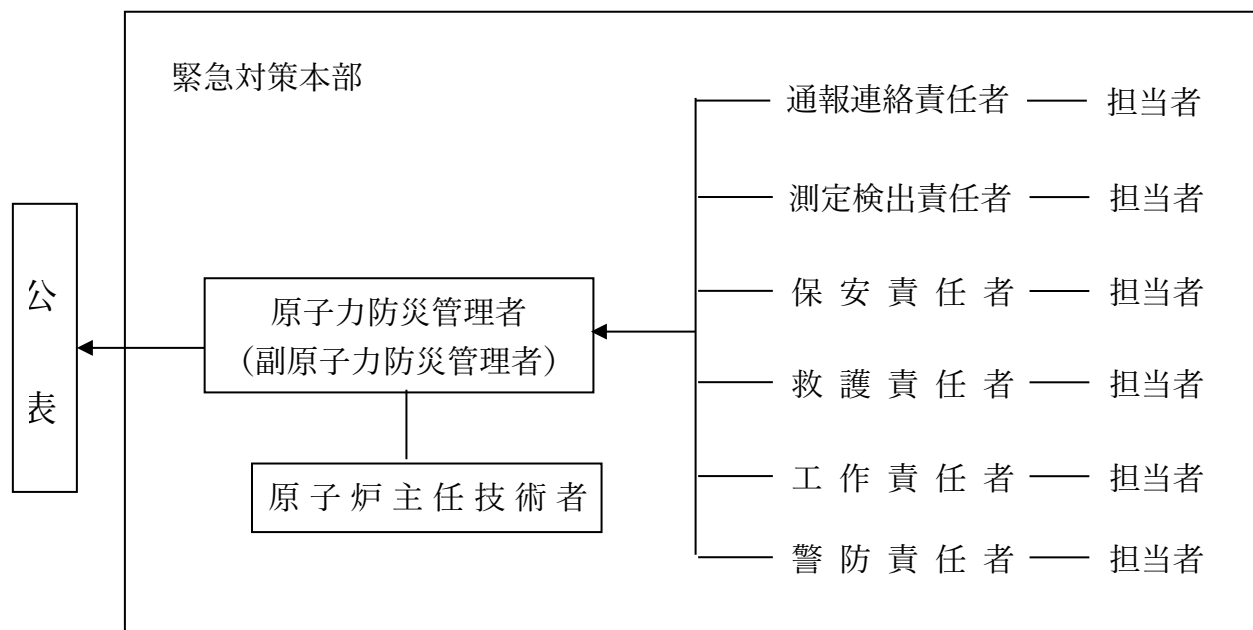
別表第7 副原子力防災管理者と原子力防災管理者の代行順位

代行順位	職 制
1	管理室長
2	原子炉管理班長
3	保健物理班長
4	計量管理班長

別表第 8 広報拠点設置場所

緊急時体制時の広報拠点は、近畿大学 1 1 月ホールに置く

別表第9 公表内容の伝達経路



別表第 1 0 緊急事態応急対策における原子力防災要員の派遣、原子力
防災資機材の貸与

	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
原子力災害合同対策協議会における業務に関する事項	通報連絡係員 2 名		
環境モニタリング、汚染調査、汚染除去、住民の避難退域時検査及び簡易除染に関する業務	測定検出係員 1 名	汚染防護服	2 組
		フィルター付防護マスク	2 個
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1 台
		空間放射線積算線量計	10 個
		個人用外部被ばく線量測定器	5 台
		ヨウ素剤	100 錠
原子力規制庁緊急時対応センターにおける業務に関する事項	原子力防災要員等 1 名※		

※原子力規制庁緊急時対応センターへ派遣する要員については、原子力防災管理者が必要に応じて選定し、派遣する。

別表第 1 1 原子力災害事後対策における原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与

	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
原子力災害合同 対策協議会にお ける業務に関す る事項	通報連絡係員 2 名		
環境モニタリン グ、汚染調査、汚 染除去、住民の 避難退域時検査 及び簡易除染に 関する業務	測定検出係員 1 名	汚染防護服	2 組
		フィルター付防護マスク	2 個
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1 台
		空間放射線積算線量計	10 個
		個人用外部被ばく線量測定器	5 台
		ヨウ素剤	100 錠

別表第 1 2 他の原子力事業所への原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材
の貸与

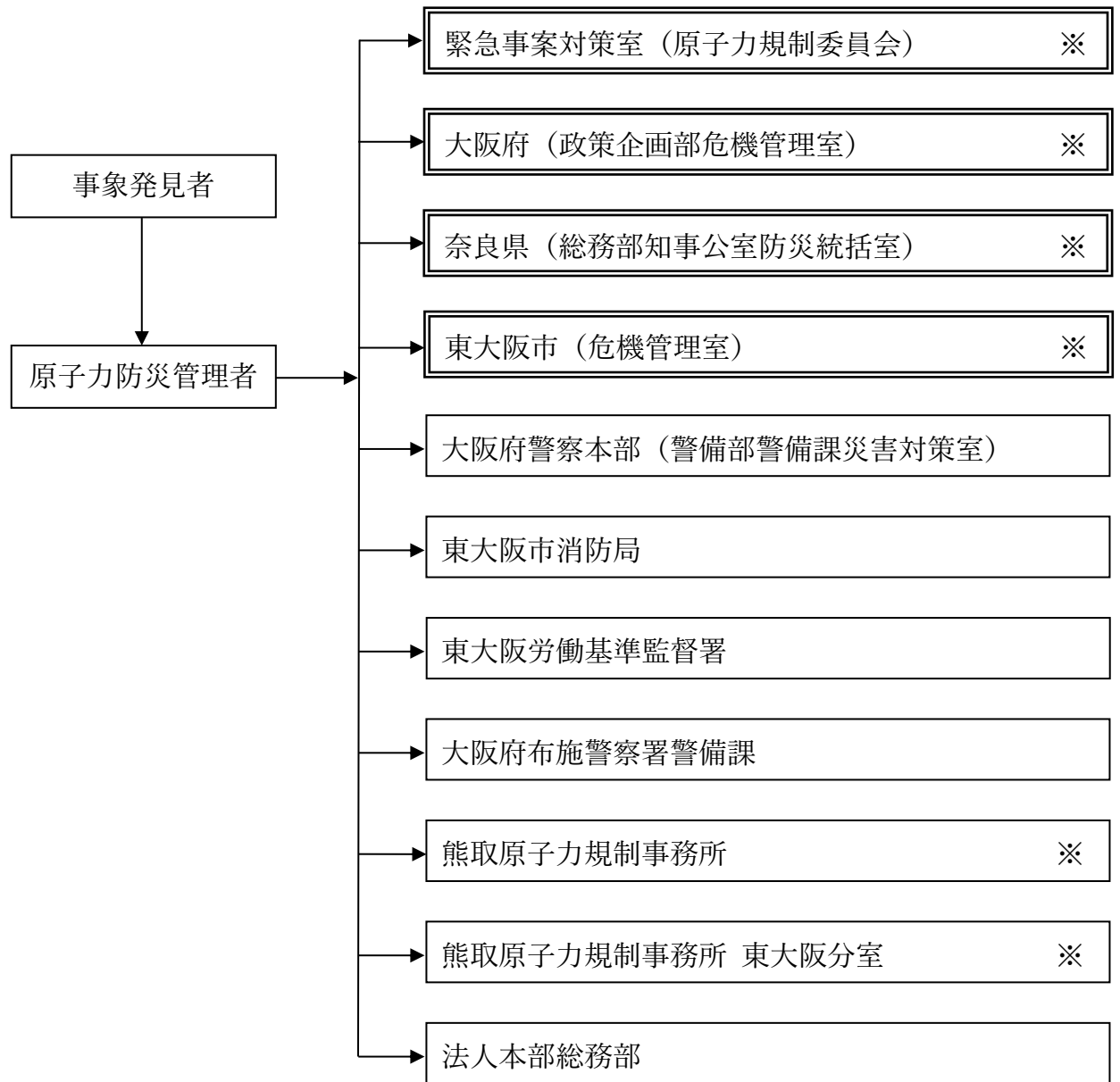
	原子力防災要員の派遣	原子力防災資機材の貸与	
環境モニタリング、汚染調査、汚染除去、住民の避難退域時検査及び簡易除染に関する業務	測定検出係員 1 名	汚染防護服	2 組
		フィルター付防護マスク	2 個
		ガンマ線測定用サーベイメータ	1 台
		空間放射線積算線量計	10 個
		個人用外部被ばく線量測定器	5 台
		ヨウ素剤	100 錠

別図第 1 原子力防災組織



業務内容は別表第 3 原子力防災要員の職務と配置に示す。

別図第2 警戒事態に該当する事象の連絡経路

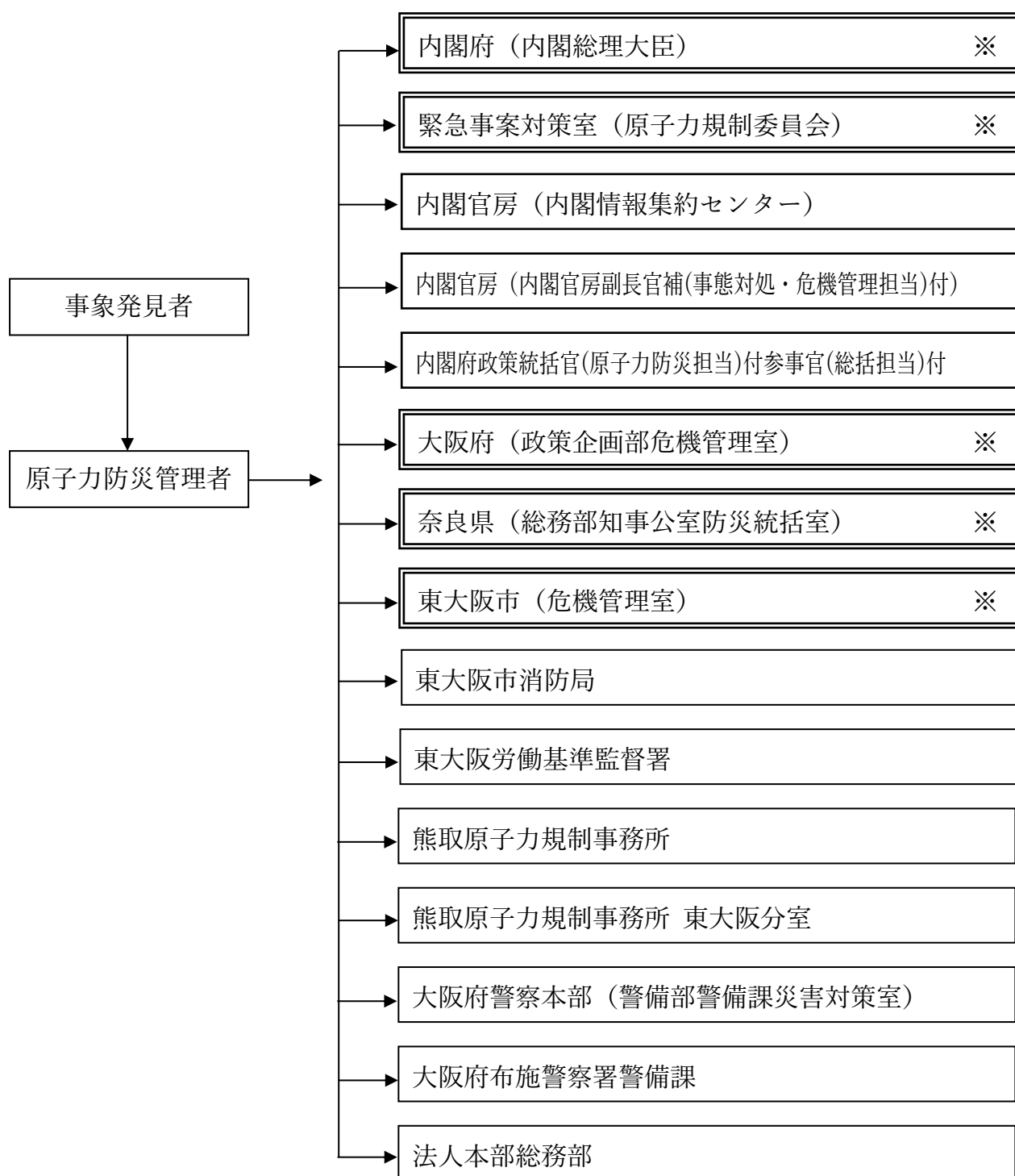


 : 警戒事態に該当する事象の連絡先

 : その他関係機関

※ : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う

別図第 3 - 1 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路（事業所内での事象発生時）

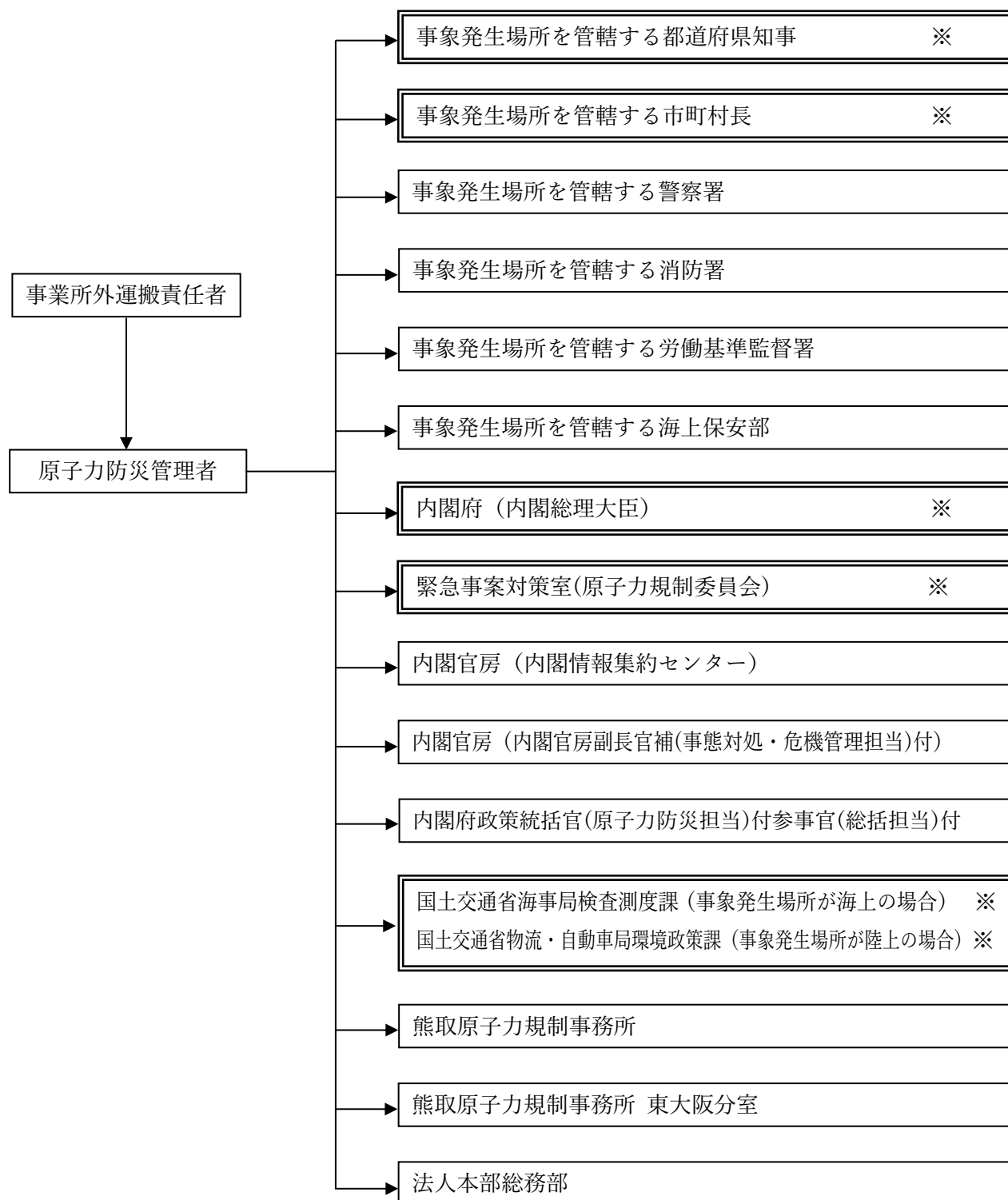


：原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

：その他関係機関

※：電話によるファクシミリ着信の確認を行う

別図第 3 - 2 原災法第 10 条第 1 項に基づく通報経路(事業所外運搬での事象発生時)

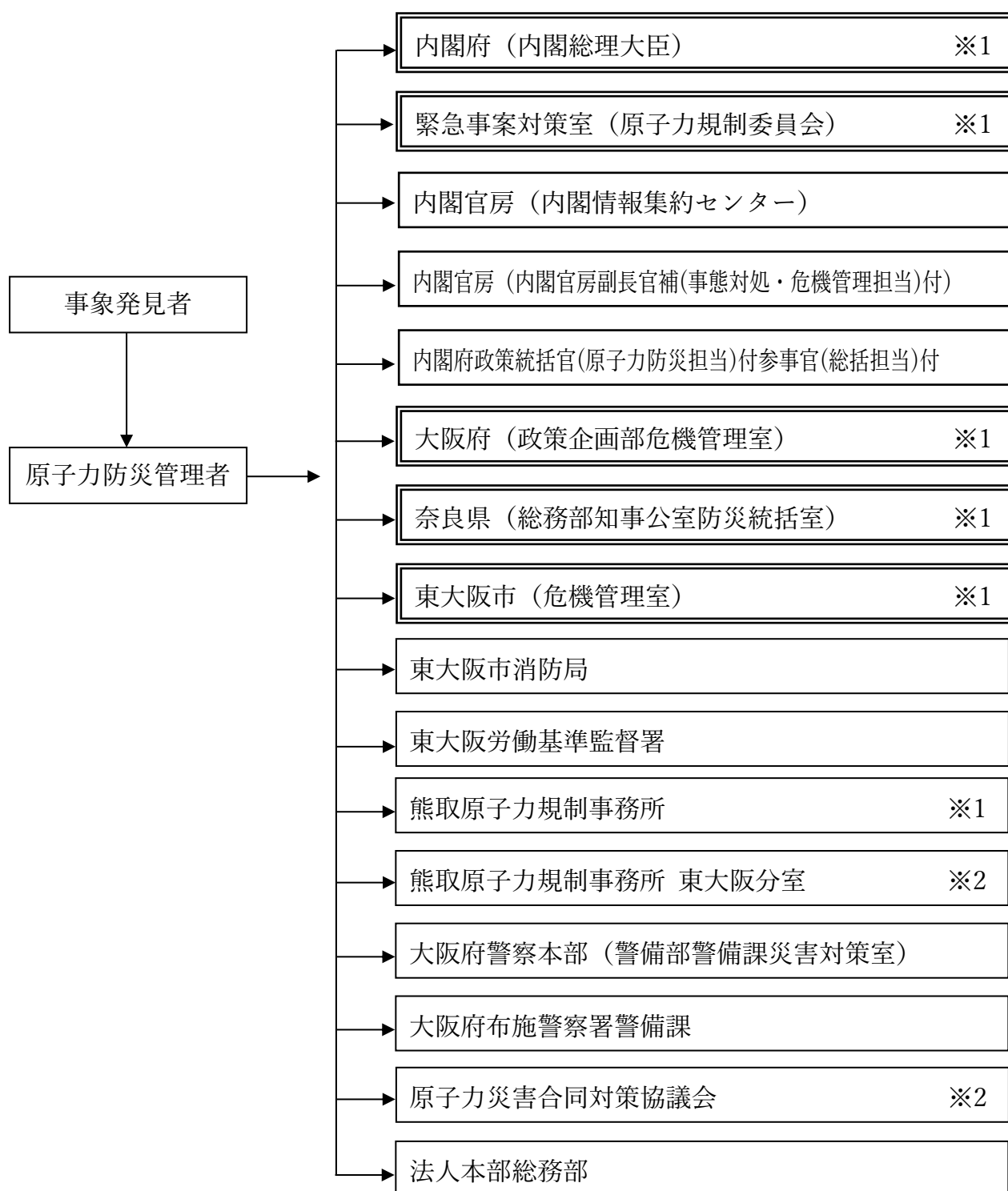


 : 原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項に基づく通報先

 : その他関係機関

※ : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う

別図第 3 - 3 原災法第 2 5 条第 2 項に基づく通報経路（事業所内での事象発生時）



：原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づく通報先

：その他関係機関

※1：電話によるファクシミリ着信の確認を行う

※2：設置されている場合

別図第 3 - 4 原災法第 2 5 条第 2 項に基づく通報経路(事業所外運搬での事象発生時)



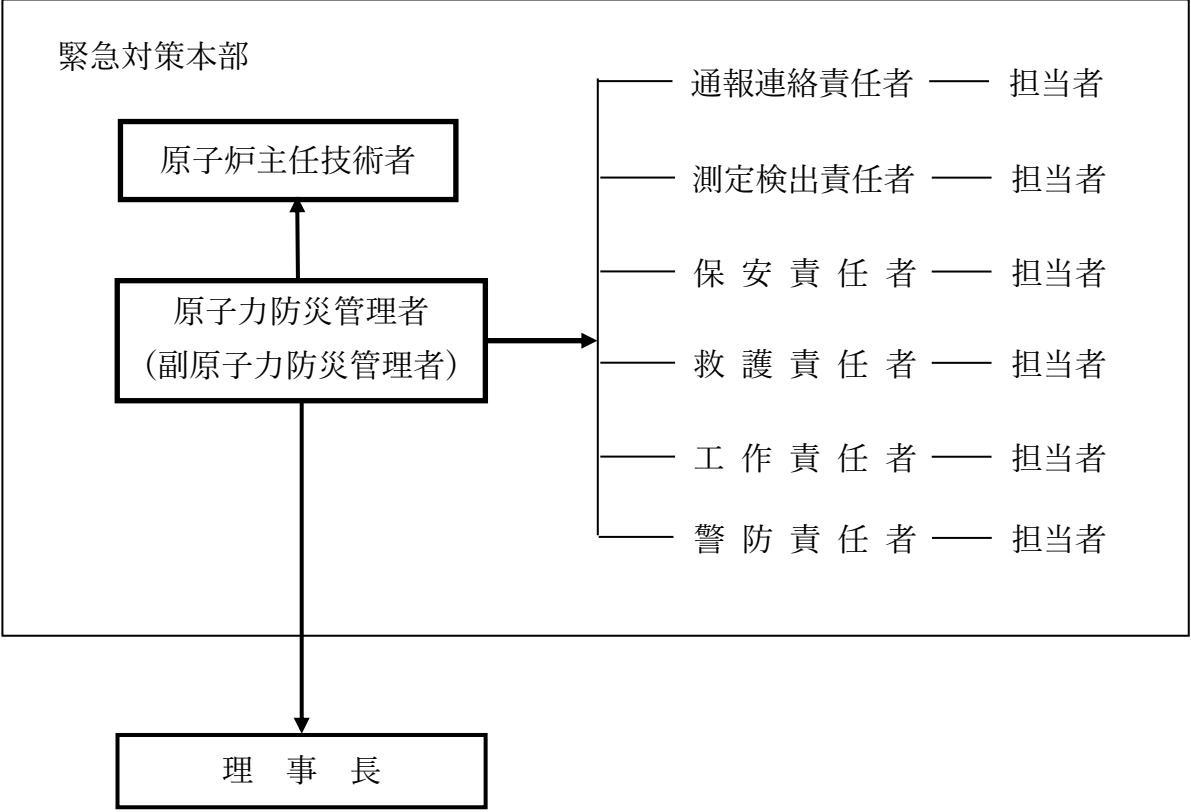
: 原子力災害対策特別措置法第 2 5 条第 2 項に基づく通報先

: その他関係機関

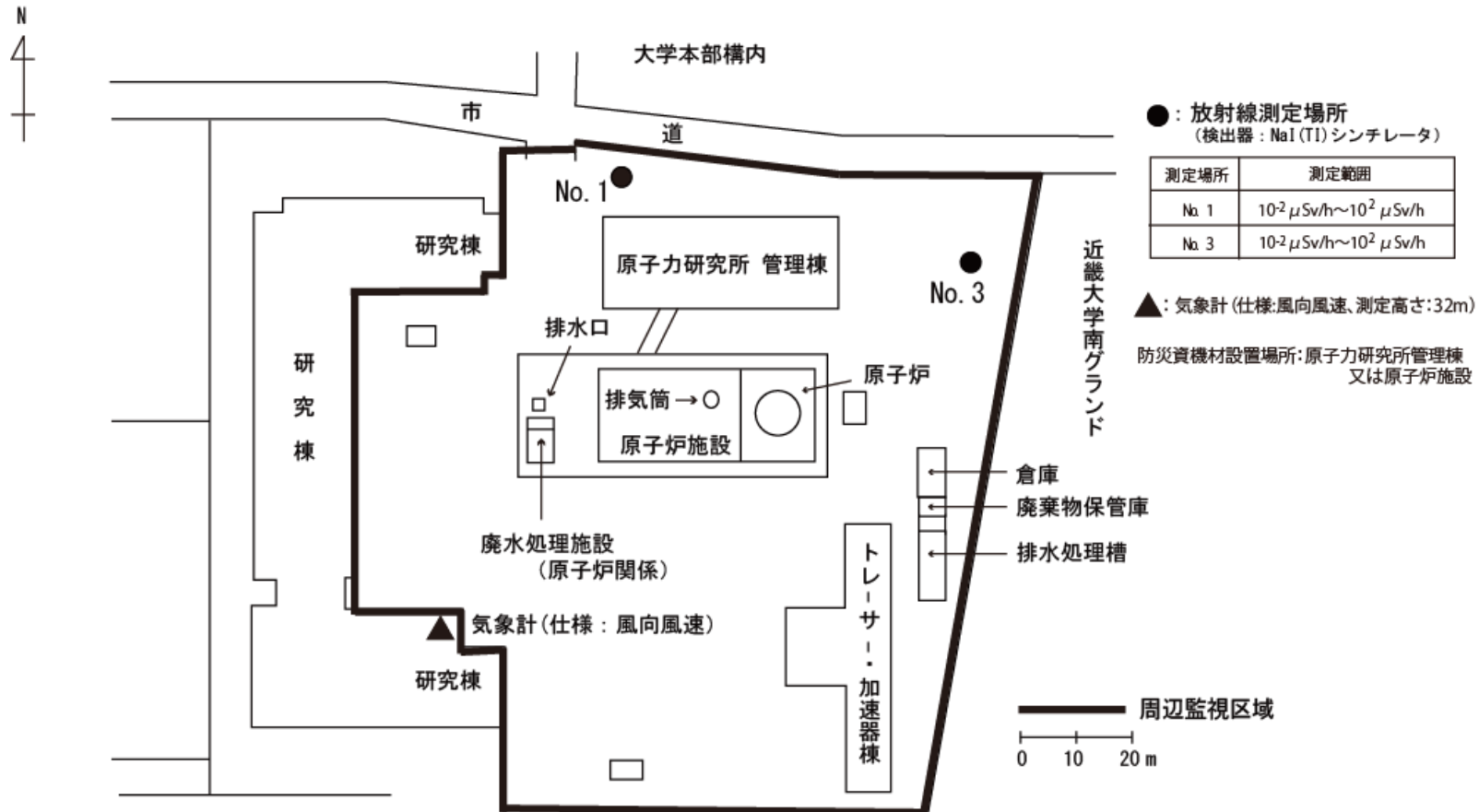
※1 : 電話によるファクシミリ着信の確認を行う

※2 : 設置されている場合に限る。

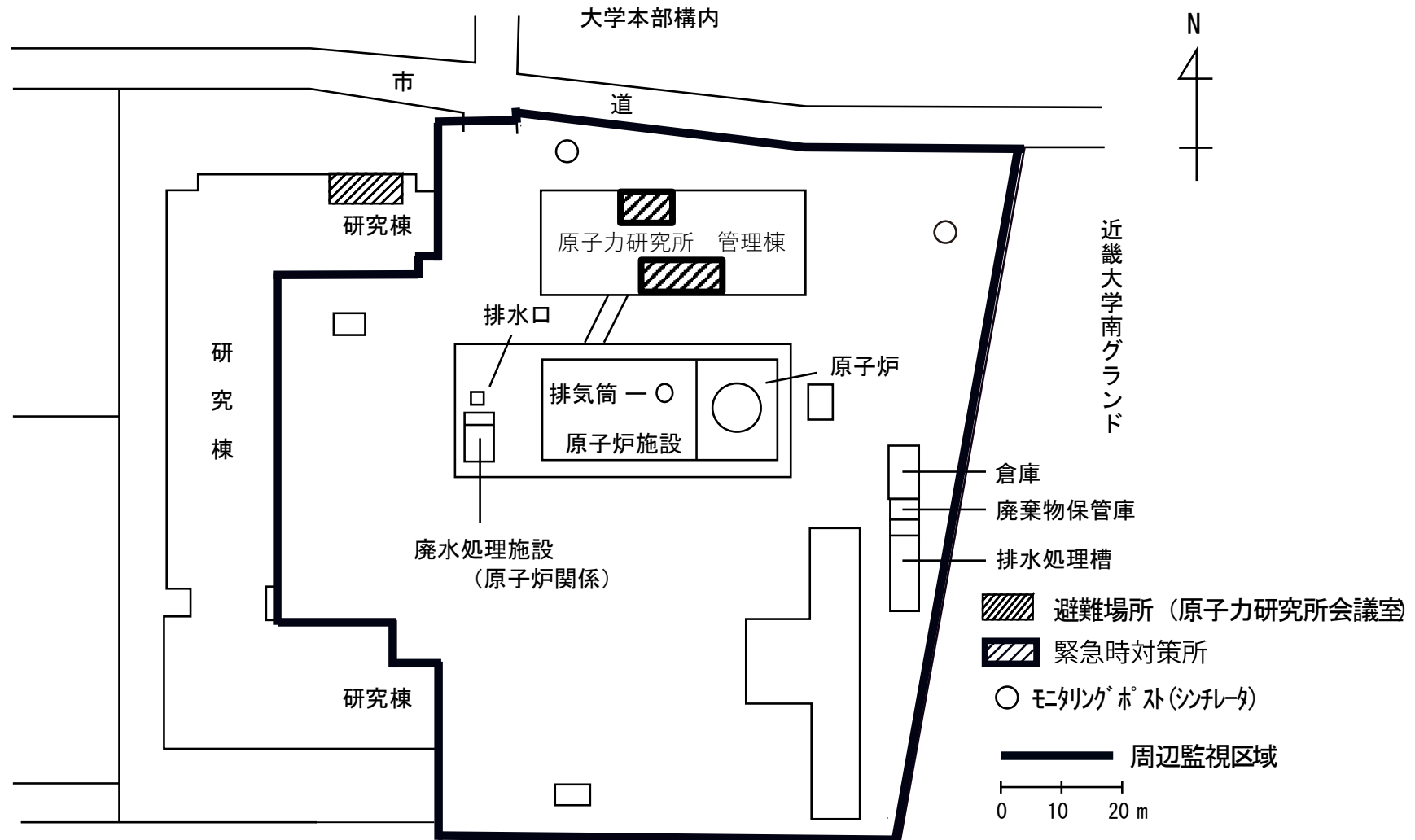
別図第 4 緊急時体制発令時の所内の伝達経路



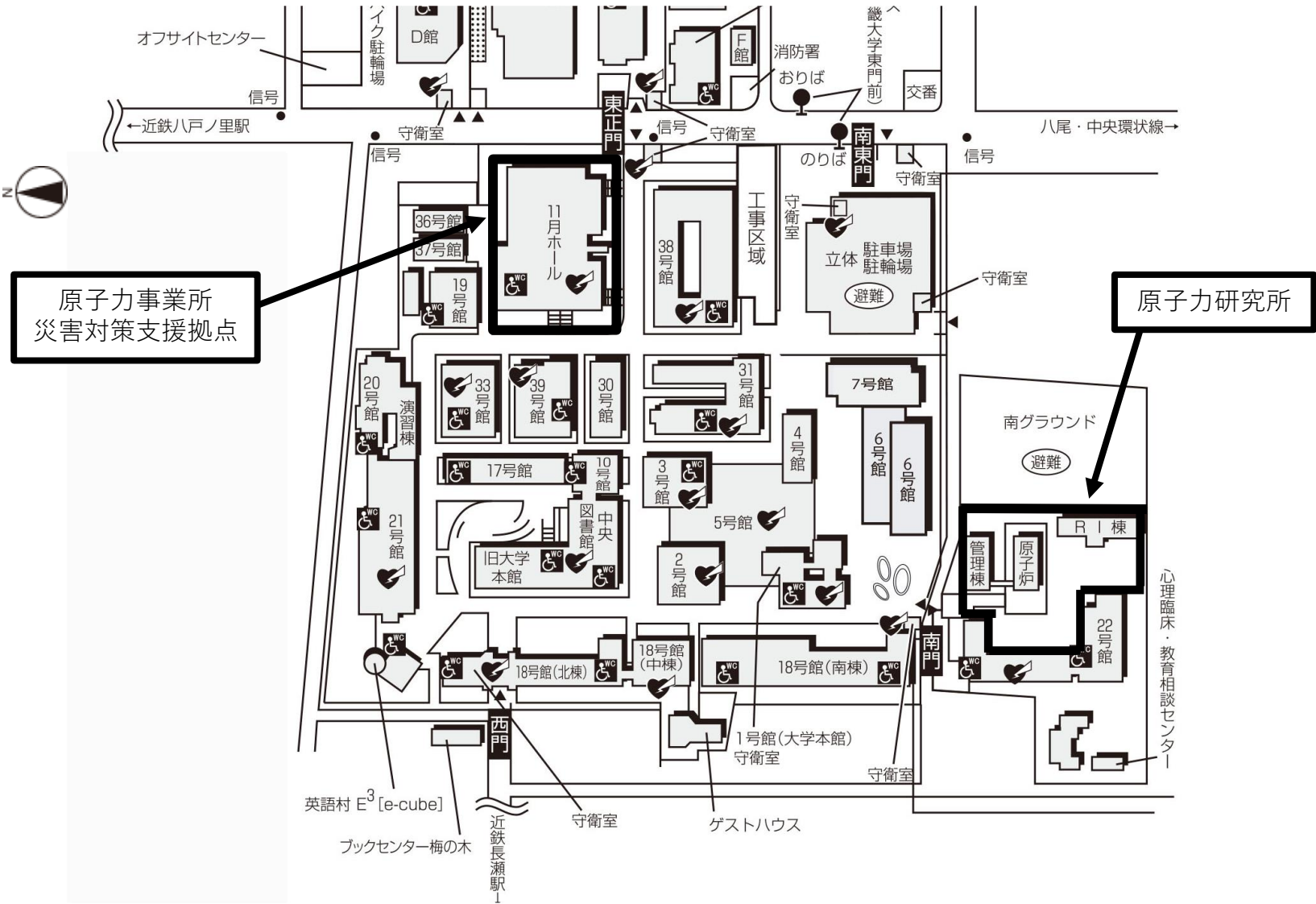
別図第5 研究所敷地境界付近の放射線測定場所、
気象計設置場所及び防災資機材保管場所



別図第6 研究所敷地内の避難場所及び緊急時対策所



別図第7 原子力事業所災害対策支援拠点



別記様式第1 原子力事業者防災業務計画作成（修正）届出書

年 月 日 内閣総理大臣、原子力規制委員会 殿 届出者 住所 _____ 氏名 _____ （法人にあってはその名称及び代表者の氏名） 別紙のとおり、原子力事業者防災業務計画作成（修正）したので、原子力災害対策特別措置法第7条第3項の規定に基づき届け出ます。	
原子力事業所の名称及び場所	
当該事業所に係る核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規則に関する法律に基づき受けた指定、許可又は承認の種別とその年月日	年 月 日
原子力事業者防災業務計画作成（修正）年月日	年 月 日
協議した都道府県知事及び市町村長	
予定される要旨の公表の方法	

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 協議が調っていない場合には、「協議した都道府県知事及び市町村長」の欄にその旨を記載するものとする。

別記様式第2 原子力防災要員現況届出書

年 月 日

原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

原子力防災組織の原子力防災要員の現況について、原子力災害対策特別措置法第8条第4項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所			
業務の種類	防災要員の職制	その他の防災要員	
情報の整理、関係者との連絡調整			名
原子力災害合同対策協議会における情報の交換等			名
広報			名
放射線量の測定その他の状況の把握			名
原子力災害の発生又は拡大の防止			名
施設設備の整備・点検、応急の復旧			名
放射性物質による汚染の除去			名
医療に関する措置			名
原子力災害に関する資機材の調達及び輸送			名
原子力事業所内の警備等			名

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

別記様式第3 原子力防災管理者（副原子力防災管理者）選任・解任届出書

年 月 日			
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 _____ 氏名 _____ （法人にあってはその名称及び代表者の氏名）			
原子力防災管理者（副原子力防災管理者）を選任・解任したので、原子力災害対策特別措置法第9条第5項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
区 分		選 任	解 任
正	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/
副	氏 名		
	選任・解任年月日		
	職務上の地位		/

備考1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 複数の副原子力防災管理者を選任した場合にあっては、必要に応じて欄を追加するものとする。

別記様式第4 放射線測定設備現況届出書

年 月 日

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

届出者

住所

氏名

(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

放射線測定設備の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。

原子力事業所の名称及び場所		
原子力事業所内の放射線測定設備	設置数	式
	設置場所	
原子力事業所外の放射線測定設備	設置者	
	設置場所	
	検出される数値の把握方法	

備考1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 「原子力事業所外の放射線測定設備」の欄は、通報事象等規則第8条第1号ただし書の規定により代えることとした放射線測定設備を記載するものとする。

別記様式第 5 原子力防災資機材現況届出書

年 月 日			
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿			
届出者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名)			
原子力防災資機材の現況について、原子力災害対策特別措置法第11条第3項の規定に基づき届け出ます。			
原子力事業所の名称及び場所			
放射線障害防護用器具	汚染防護服	組	
	呼吸用ボンベ付一体型防護マスク	個	
	フィルター付防護マスク	個	
非常用通信機器	緊急時電話回線	回線	
	ファクシミリ	台	
	携帯電話等	台	
計測器等	排気筒モニタリング設備 その他の固定式測定器	ガスモニタ	台
	ガンマ線測定用サーベイメータ		台
	中性子線測定用サーベイメータ		台
	空間放射線積算線量計		個
	表面汚染密度測定用サーベイメータ		台
	可搬式ダスト測定関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	可搬式の放射性ヨウ素測定 関連機器	サンブラ	台
		測定器	台
	個人用外部被ばく線量測定器		台
	その他	エリアモニタリング設備	台
モニタリングカー		台	
その他資機材	ヨウ素剤		錠
	担架		台
	除染用具		式
	被ばく者の輸送のために使用可能な車両		台
	屋外消火栓設備又は動力消防ポンプ設備		式

備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

2 「排気筒モニタリング設備その他の固定式測定器」の後の空欄には、設備の種類を記載すること。

別記様式第6-1 警戒事態該当事象の発生連絡（第 報）

		年	月	日
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿				
警戒事態該当事象連絡		連絡者名		
		連絡先		
警戒事態該当事象の発生について、原子力災害対策指針に基づき連絡します。				
原子力事業所の名称及び場所		名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号		
警戒事態に該当する 事象の発生箇所		☐ ：原子炉施設 ☐ ：その他の施設（ ）		
警戒事態に該当する 事象の発生時刻		年 月 日 時 分（24時間表示） 【原子力防災管理者が事象発生を判断した時刻】		
発生した警戒事態該当事象の概要	警戒事態に該当する 事象の種類	☐ 東大阪市で震度6弱以上の地震発生 ☐ 地震、津波を除く外部事象による原子炉施設への影響のおそれ ☐ オンサイト総括が必要と認める原子炉施設の重要な故障等の発生 ☐ 規制委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した事象		
	想定される原因	故障、誤操作、漏えい、火災、爆発、地震、調査中 その他（ ）		
	検出された放射線量の 状況、検出された放射 性物質の状況、主な 施設・設備の状況	①原子炉の運転状況 ☐ 運転中（出力 W） ☐ 停止中 ②放射線モニタ等の状況 モニタリングポスト指示値（通常値：約0.05 μSv/h） 測定時刻： 、No.1： μSv/h、No.3： μSv/h ガスモニタ指示値（通常値：約200～300cpm） 測定時刻： 、 cpm		
その他警戒事態該当事象の把握に参考となる情報		判断根拠： 風向： 、風速： m/s、天候： 、大気安定度：		

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

別記様式第 6 - 2 警戒事態該当事象の経過連絡（第 報）

年 月 日	
原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長、原子力規制事務所、その他関係機関 殿	
警戒事態該当事象連絡 発生後の経過連絡	連絡者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策指針に基づき警戒事態該当事象発生後の経過を以下の通り連絡します。	
原子力事業所の名称及び場所	名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号
警戒事態に該当する 事象の発生箇所（注 1）	☐ ：原子炉施設 ☐ ：その他の施設（ ）
警戒事態に該当する 事象の発生時刻(注 1)	年 月 日 時 分（24 時間表示） 【原子力防災管理者が事象発生を判断した時刻】
警戒事態に該当する事象の種 類（注 1）	
発生事象と対応の概要（注 2）	（対応日時、対応の概要）
その他の事項の対応（注 3）	緊急対策本部の設置状況： 放射線モニタ等の状況： 負傷者、避難対象者の状況：

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

（注 1）最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

（注 2）整備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

（注 3）緊急対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

別記様式第 6 - 3 特定事象発生通報（事業所内） （第 報）

		年 月 日
内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿		
第10条通報		通報者名 _____ 連絡先 _____
特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号	
特定事象の発生箇所	☐ ：原子炉施設 ☐ ：その他施設（ ）	
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（2 4 時間表示） 【原子力防災管理者が事象発生を判断した時刻】	
発生した特定事象の概要	特定事象の種類	原災法第 10 条に基づく基準 ☐ *(SE01) 敷地境界放射線量上昇 ☐ *(SE04) 火災爆発等による放射性物質放出 ☐ *(SE55) 防護措置の準備及び一部実施が必要な事象発生 ☐ *(SE56) 施設内(原子炉外)での臨界事故
		原災法第15条に基づく基準 ☐ *(GE01) 敷地境界放射線量上昇 ☐ *(GE02、SE02) 放射性物質通常放出経路 ☐ *(GE04) 火災爆発等による放射性物質放出 ☐ *(GE55) 住民の避難を開始する必要がある事象発生 ☐ *(GE56) 施設内(原子炉外)での臨界事故 （注記：*は電離放射線障害防止規則第7条の2第2項に該当する事象を示す）
		想定される原因
		検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等
		①原子炉の運転状況 ☐ 運転中（出力 W） ☐ 停止中 ②放射線モニタ等の状況 モニタリングポスト指示値（通常値:約0.05 μSv/h） 測定時間 : 、No.1: μSv/h、No.3: μSv/h ガスモニタ指示値（通常値・約200～300cpm） 測定時間 : 、 cpm
その他特定事象の把握に参考となる情報	判断根拠： 風向： 、風速： m/s、天候： 、大気安定度：	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第 6 - 4 特定事象発生通報（事業所外運搬）（第 報）

年 月 日		
内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第 1 0 条 通 報	通報者名 _____ 連 絡 先 _____	
事業所外運搬に係る特定事象の発生について、原子力災害対策特別措置法第 1 0 条第 1 項の規定に基づき通報します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江 3 丁目 4 番 1 号	
特 定 事 象 の 発 生 箇 所		
特 定 事 象 の 発 生 時 刻	_____ 年 月 日 時 分（2 4 時間表示） <u>【原子力防災管理者が事象発生を判断した時刻】</u>	
発 生 し た 特 定 事 象 の 概 要	特 定 事 象 の 種 類	原災法第 10 条に基づく基準 ☐ *(XSE61) 事業所外運搬放射線異常 ☐ *(XSE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい 原災法第15条に基づく基準 ☐ *(XGE61) 事業所外運搬放射線異常 ☐ *(XGE62) 事業所外運搬での放射性物質漏えい （注記：* は電離放射線障害防止規則第7条の 2 第2項に該当する事象を示す）
	想 定 さ れ る 原 因	
	検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況、主な施設・設備の状態等	
	その他特定事象の把握に参考となる情報	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

別記様式第7-1 応急措置の概要の報告(事業所内) (第 報)

内閣総理大臣、原子力規制委員会、都道府県知事、市町村長 殿

第25条報告

報告者名

連絡先

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき応急措置の概要を以下のとおり報告します。

原子力事業所の名称及び場所	名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江３丁目４番１号		
特定事象の発生箇所(注1)	☐ 原子炉施設 ☐ その他（ ）		
特定事象の発生時刻(注1)	年 月 日 時 分（２４時間表示） <u>【原子力防災管理者が事象発生を判断した時刻】</u>		
特定事象の種類(注1)			
発生事象と対応の概要(注2)	別紙 無 有 { ☐別紙１．施設の運転等に関する状況 ☐別紙２．放射性物質及び放射線に関するデータ }		
その他の事項の内容(注3)	緊急対策本部の設置状況	☐ AL体制 ☐ SE体制 ☐ GE体制	
	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 (確認時刻 時 分)	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有： <u>被ばく者 名 要救助者 名</u> 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有：	
	気象情報 (確認時刻 時 分)	・天候 : ・風向 : 方位 ・風速 : m/s ・大気安定度 :	
	周辺環境への影響 (確認時刻 時 分)	☐ 無 ☐ 有： ☐ 調査中：	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した特定事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、汚染拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する

(注3) 緊急時対策本部等の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

1. 施設の状況

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
施設の状況	事象発生時の状況 原子炉の状況 ☐停止中、☐運転中：出力 W 炉室 γ 線線量率（ μ Sv/h） （原子炉1W運転時の通常値 エリア1: 5μ Sv/h, エリア2: 0.5μ Sv/h, エリア3: 8μ Sv/h) <u>エリア 1</u> <u>エリア 2</u> <u>エリア 3</u> （タンク側壁） （西壁） （タンク上部） 現在の状況 原子炉の状況 ☐停止中、☐運転中：出力 W 炉室 γ 線線量率（ μ Sv/h） （原子炉1W運転時の通常値 エリア1: 5μ Sv/h, エリア2: 0.5μ Sv/h, エリア3: 8μ Sv/h) <u>エリア 1</u> <u>エリア 2</u> <u>エリア 3</u> （タンク側壁） （西壁） （タンク上部）
施設その他の状況 ☐ 火 災 ☐ 爆 発 ☐ 漏えい ☐ その他	
特 記 事 項	

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

1. 放射性物質の状況

固定式放射能測定場所				
排気モニタ（ガスモニタ） （cpm）	日	時	分	
	日	時	分	
	日	時	分	

可搬式放射能測定地点				
可搬式ダスト測定器 （cpm）	測定地点名			
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			
可搬式ヨウ素測定器 （cpm）	測定地点名			
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			

2. 放射線モニタリングの状況

固定式放射線測定場所（モニタリングポスト）				
γ 線空間線量率 （ $\mu\text{Sv/h}$ ）	測定場所	No. 1	No. 3	
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			

炉室ガンマ線線量率				
γ 線量率 （ $\mu\text{Sv/h}$ ）	測定場所	エリア1（タンク壁側）	エリア2（西壁）	エリア3（タンク上部）
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			

可動式放射線測定場所				
γ 線空間線量率 （ $\mu\text{Sv/h}$ ）	測定地点名			
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			
中性子線空間線量率 （ $\mu\text{Sv/h}$ ）	測定地点名			
	日 時 分			
	日 時 分			
	日 時 分			
その他測定項目		測定地点名		
項目		日 時 分		
		日 時 分		
		日 時 分		

※上記項目については、必要な情報を順次追加記入し、空欄がなくなった場合には新しい用紙に記入するものとする。

※必要に応じて場所がわかる資料も送付することとする。

別記様式第7-2 応急措置の概要の報告（事業所外運搬）（第 報）

内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、都道府県知事、市町村長 殿		
第25条報告		報告者名 _____ 連絡先 _____
原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき応急措置の概要を以下のとおり報告します。		
原子力事業所の名称及び場所	名称：近畿大学原子力研究所 住所：大阪府東大阪市小若江3丁目4番1号	
特定事象の発生箇所		
特定事象の発生時刻	年 月 日 時 分（24時間表示）	
特定事象の種類		
発生時事象と対応の概要		
その他の事項の対応	被ばく者の状況及び汚染拡大の有無 （確認時刻 時 分）	被ばく者の状況 ☐ 無 ☐ 有：被ばく者 名 要救助者 名 汚染拡大の有無 ☐ 無 ☐ 有：
	気象情報 （確認時刻 時 分）	・天候 ： ・風向 ：方位 ・風速 ：m/s ・大気安定度 ：
	周辺環境への影響 （確認時刻 時 分）	☐ 無 ☐ 有 ☐ 調査中

【別紙1：輸送容器に関する状況】

1. 輸送容器の状態

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
☐ 火災 ☐ 爆発 ☐ 漏えい ☐ その他	
特 記 事 項	

2. 放射性物質又は放射線の放出状況

項 目	確認時刻（ 日 時 分）
放射性物質	
放射線	

※ 上記項目については、情報が得られたものから記入し、迅速に連絡することとする。

別記様式第 8 防災訓練実施結果報告書

年 月 日 原子力規制委員会 殿 報告者 住所 氏名 (法人にあってはその名称及び代表者の氏名) 防災訓練の実施の結果について、原子力災害対策特別措置法第 13 条の 2 第 1 項の規定に基づき報告します。	
原子力事業所の名称及び場所	
防災訓練実施年月日	年 月 日
防災訓練のために想定した原子力災害の概要	
防災訓練の項目	
防災訓練の内容	
防災訓練の結果の概要	
今後の原子力災害対策に向けた改善点	

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。